

埼玉県防犯のまちづくり推進計画

（令和7年度～11年度）



埼 玉 県

目 次

第1章 全体的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本目標	2
3 計画の期間	2
4 計画のポイント	2
5 計画の基本構成	2
第2章 本県の犯罪情勢	3
1 全体的傾向	3
2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況	4
3 県民の生活に身近な犯罪の状況	5
(1) 主に街頭で発生する窃盗の状況	6
(2) 侵入窃盗の状況	7
(3) 特殊詐欺の状況	8
第3章 これまでの主な取組と成果	9
1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組	9
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発	9
(2) 自主防犯活動等の推進	10
(3) 防犯環境の整備	13
(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進	14
(5) 規範意識の啓発	14
(6) 特殊詐欺対策	15

(7) 自転車盗防止対策	15
(8) 女性を犯罪から守るための取組	16
(9) 警察活動の充実強化	16
2 これまでの成果	18
(1) 長期目標の達成状況	18
(2) 施策指標の達成状況	20
 第4章 今後の課題	 22
1 県民の防犯意識の向上	22
2 地域における犯罪抑止力の維持・向上	23
3 防犯に配慮した都市環境の整備	24
4 子供に対する犯罪等の防止	25
5 社会的な規範意識の向上	26
6 特殊詐欺被害防止対策の強化	27
7 乗り物盗の防止	28
8 性犯罪やストーカー等の防止	29
9 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策	30
10 警察活動の充実強化	31
 第5章 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向	 32
1 基本方針	32
2 県民運動としての展開	32
3 D Xの活用など時代に即した防犯対策の推進	32
4 長期目標	33

5 推進計画の施策体系	34
第6章 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標	35
1 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る	35
2 お互いが支え合う地域社会の形成を図る	37
3 安全な都市環境の整備を図る	39
4 子供を犯罪被害から守る	41
5 規範意識の高揚を図る	43
6 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る	45
7 警察活動の充実強化を図る	48
参考資料	49

1 計画策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数¹は、平成16年には戦後最多となる約18万件に達しました。同年、議員提案による「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、この条例に基づき平成17年に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」が策定されました。

その後、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりは県内で着々と進展し、特に自主防犯活動団体は、平成18年6月に日本一の団体数になりました。このような県民総ぐるみによる防犯のまちづくりによって、本県の刑法犯認知件数は、令和5年には約5万件と、平成16年と比較して70%以上も減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、令和2年度から令和6年度までの第4期計画（以下「前計画」という。）の期間中、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、刑法犯認知件数は大幅に減少しましたが、行動制限の緩和等に伴い令和4年には、18年振りに増加に転じました。特に、高齢者を対象とした特殊詐欺²被害が多発傾向にあるほか、自転車盗をはじめとした乗り物盗や侵入窃盗などの県民の生活に身近な犯罪³が増加しています。

また、本県は、今後75歳以上の後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれており、これに伴う犯罪情勢の変化への対応や、地域の防犯体制の維持なども課題となっています。

第5期計画（以下「本計画という。」）は、刑法犯認知件数の減少などの成果を上げた前計画の体系を生かしつつ、当面する課題に対応するため、防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策などを定めるもので、県民に不安を与える犯罪の被害防止対策やDXの取組を強化し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものです。



1. 警察において発生を認知した刑法犯の件数。 2. 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称。 3. 本計画では、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺をいう。

2 計画の基本目標

県民が安全で安心して暮らせるよう犯罪を防止・減少させるための地域環境をつくります。

3 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年計画です。

4 計画のポイント

- （1）計画は条例の基本理念に基づき、当面する課題への対応等を加えた7つの施策ごとに取組を体系化しています。
- （2）基本目標を達成するため、施策には可能な限り数値目標を設定しています。
- （3）毎年度、計画の達成状況を評価します。

5 計画の基本構成

- （1）本県の犯罪情勢
本県を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。
- （2）これまでの主な取組と成果
防犯のまちづくりに関するこれまでの取組、長期目標及び各指標の達成状況を検証します。
- （3）今後の課題
本県における犯罪情勢及びこれまでの取組と成果を踏まえた上で、防犯のまちづくりに関する現状を整理し、今後解決すべき課題を示します。
- （4）防犯のまちづくりに関する施策展開の方向
本計画における基本方針、長期目標及び施策体系を示します。
- （5）防犯のまちづくりに関する主な取組と指標
施策の内容、目標を達成するための主な取組事項及び指標を示します。

1 全体的傾向

本県における刑法犯認知件数は、昭和60年代以降急激に増加し、平成16年には最多となる18万1,350件に達しました。その後、県民、事業者、市町村及び県・警察の連携・協力により防犯のまちづくりに関する様々な取組を推進した結果、令和5年には4万9,653件と、平成16年と比較して約4分の1にまで減少しました。

また、令和5年における刑法犯の検挙率は、平成14年の12.8%から、2倍以上の31.8%まで向上しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み、社会活動が再開されたことなどを背景として、刑法犯認知件数は令和4年に増加に転じています。

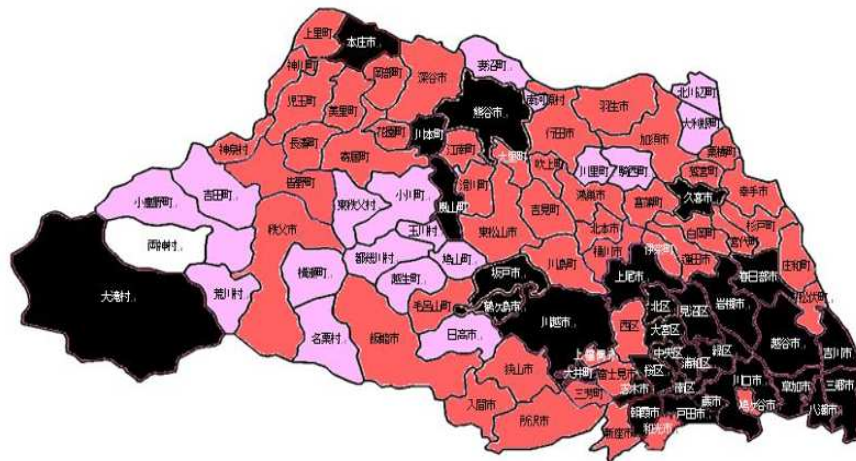


2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

令和5年における本県の人口千人当たりの刑法犯認知件数は6.8件となり、平成16年の25.7件と比較して大幅に減少しました。
なお、県内全ての市町村において減少しています。

市町村別人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

平成16年 県下 25.7 件



人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25 件以上	31
15～24 件	48
5～14 件	18
5 件未満	1

令和5年 県下 6.8 件

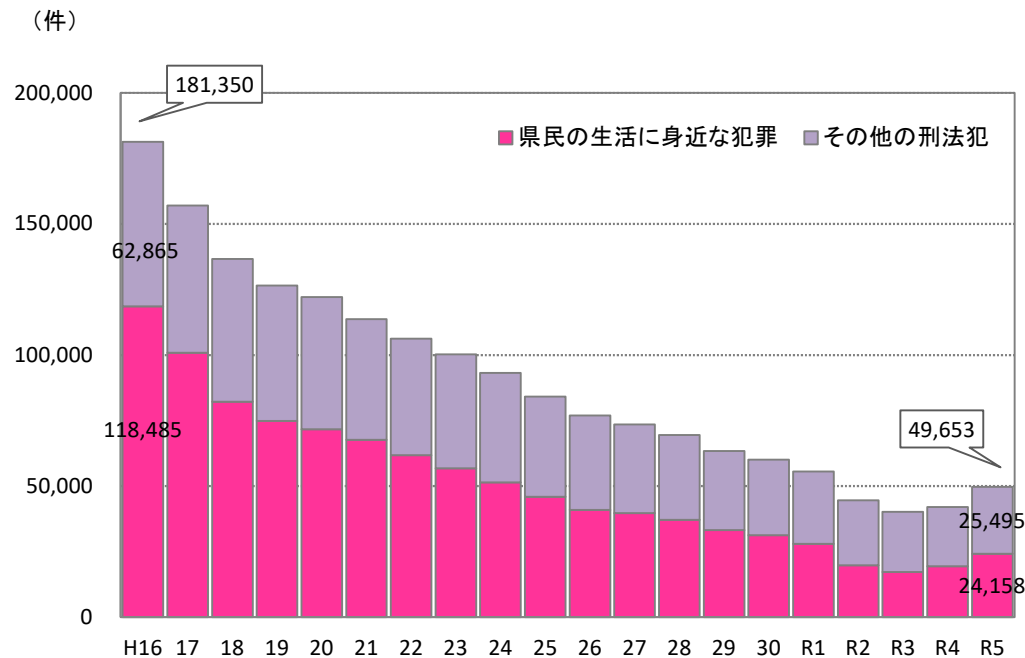


人口千人当たりの認知件数	市区町村数
25 件以上	0
15～24 件	0
5～14 件	61
5 件未満	11

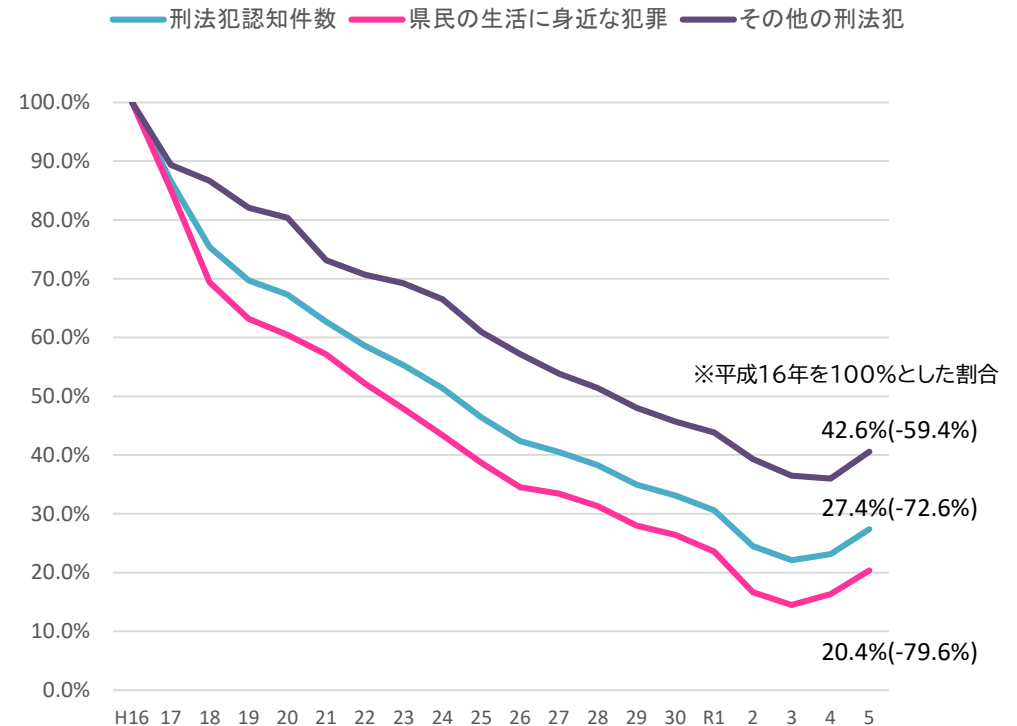
3 県民の生活に身近な犯罪の状況

自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗、特殊詐欺などの県民の生活に身近な犯罪の認知件数は、平成16年は11万8,485件でしたが、令和5年には2万4,158件と大幅に減少しました。本県における刑法犯全体の減少は、県民の生活に身近な犯罪の減少が大きな要因となっています。

県民の生活に身近な犯罪の認知件数の推移



平成16年を基準とした
県民の生活に身近な犯罪等の年次割合の推移



県民の生活に身近な犯罪・・・ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗及び特殊詐欺

(1) 主に街頭で発生する窃盗の状況

主に街頭で発生する自転車盗や車上ねらいなどの窃盗7手口の認知件数は、平成16年の9万4,692件から令和5年には1万8,610件と、80.3%減少しており、刑法犯全体の減少率72.6%を上回っています。

しかし、手口別にみると、自転車盗以外の6手口が平成16年と比較して80%以上減少しているのに対し、自転車盗の減少率は刑法犯全体を下回る、62.2%にとどまっています。

主に街頭で発生する窃盗の手口別認知件数の状況 (平成16年・令和5年)

手口	認知件数 (件)		
	平成16年	令和5年	比較
ひったくり	4,289	61	-4,228 (-98.6%)
車上ねらい	23,553	1,770	-21,783 (-92.5%)
部品ねらい	7,357	1,308	-6,049 (-82.2%)
自販機ねらい	8,756	412	-8,344 (-95.3%)
自動車盗	6,178	683	-5,495 (-88.9%)
オートバイ盗	8,533	754	-7,779 (-91.2%)
自転車盗	36,026	13,622	-22,404 (-62.2%)
合 計	94,692	18,610	-76,082 (-80.3%)
刑法犯全体	181,350	49,653	-131,697 (-72.6%)

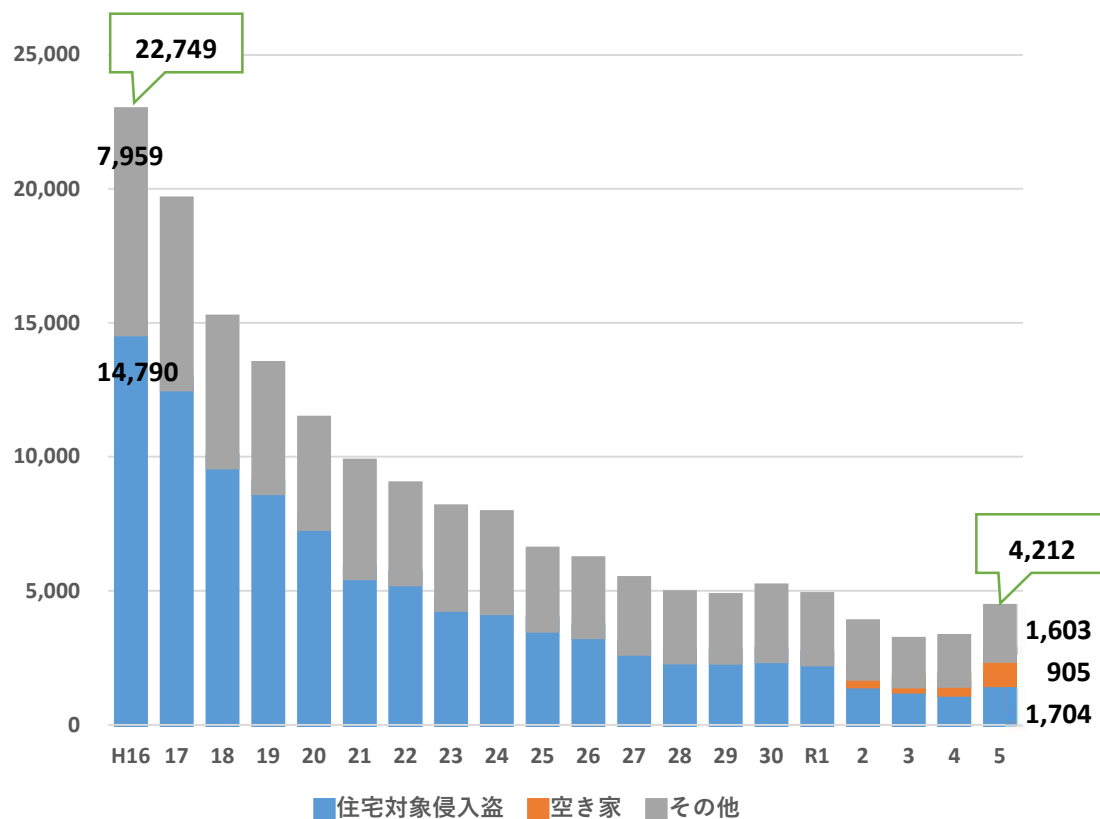
(2) 侵入窃盗の状況

住宅を対象とした侵入窃盗の認知件数は、平成16年の1万4,790件から令和5年には1,704件と88.5%減少しています。

しかし、近年は、住宅対象のほか、空き家を狙った侵入窃盗が増加しています。

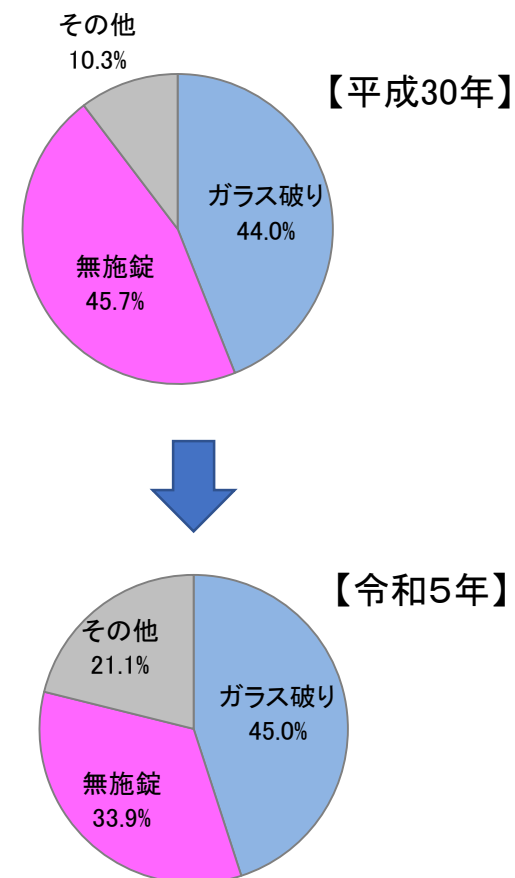
住宅対象侵入窃盗の侵入手口はガラス破りが45%を占めていますが、無施錠箇所からの侵入も33.9%あり、防犯意識を高めることで防げるケースが多くあります。

侵入窃盗の認知件数の推移



※空き家の侵入窃盗については令和2年からの調査

住宅対象侵入窃盗の侵入手口の割合

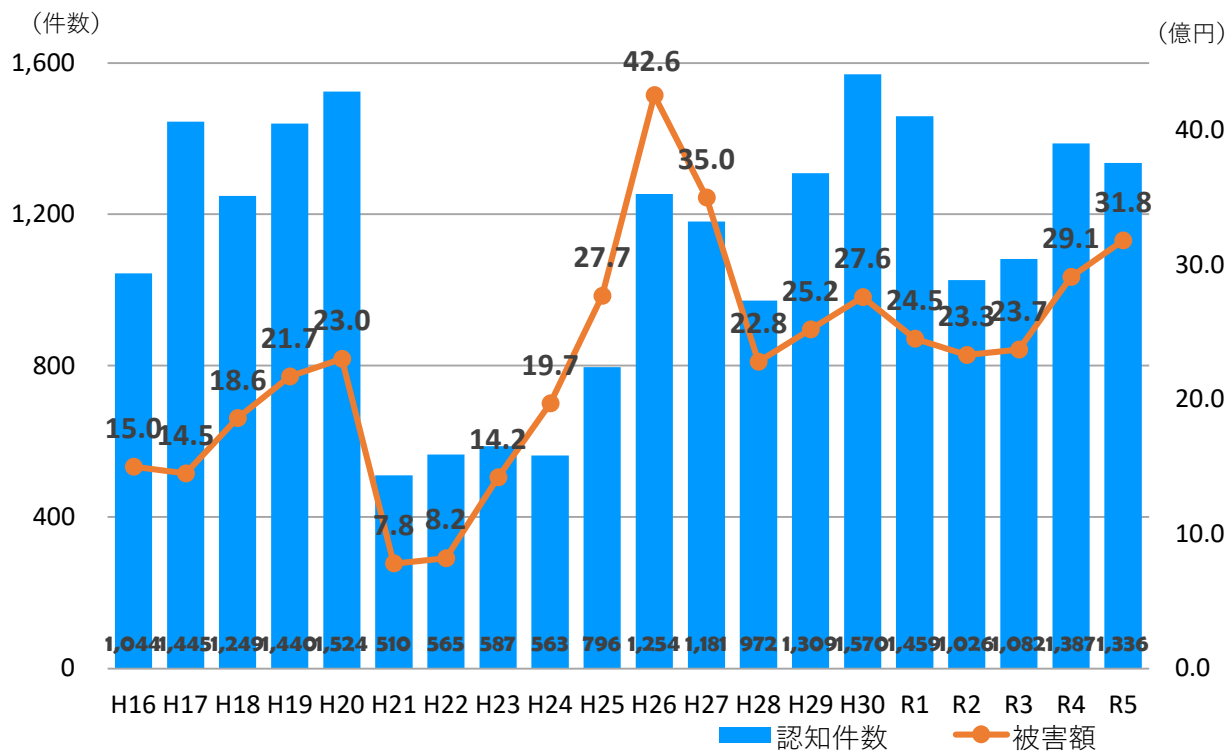


(3) 特殊詐欺の状況

特殊詐欺の認知件数は年ごとの増減があるものの、多発傾向が続いています。特殊詐欺の手口は悪質・巧妙化しており、国際電話番号を使用した犯行や自動音声ガイダンスを利用した詐欺電話、ウェブサイト閲覧中に突然表示される虚偽の利用料金請求など、新たな手口が次々と発生しています。また、被害額は増加傾向にあり、令和5年は31億8,394万円となりました。

被害者の属性を見ると、性別では女性が約7割を占め、年齢層では65歳以上の高齢者が約9割を占めています。

特殊詐欺認知件数等の推移

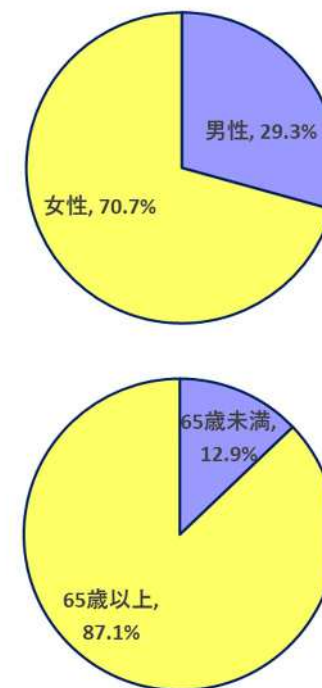


※ H22までは振り込み詐欺、H23から特殊詐欺の数値

※ H25以降の被害額は、キャッシュカード手交型でだまし取られたキャッシュカードによって不正に引出された金額を含む。

※ 被害額は1万円未満切り捨て。

被害者の性別、年齢層別の割合
(令和5年)



1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組

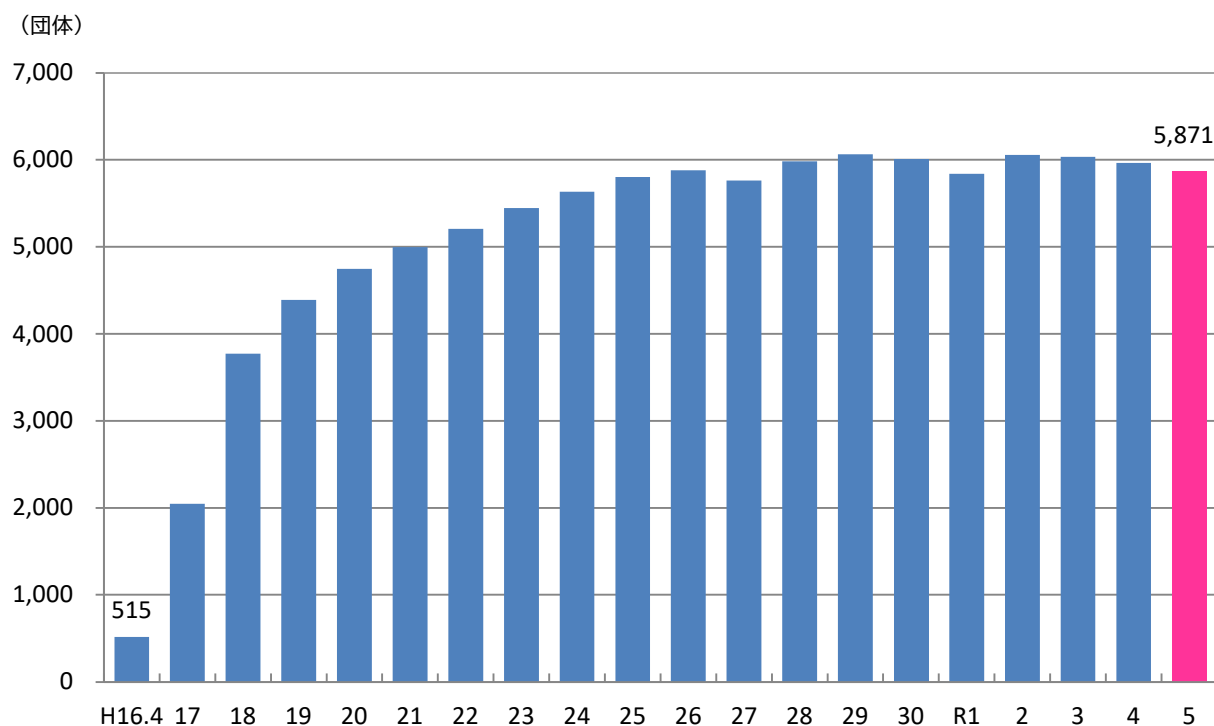
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発

身近な犯罪の防止には、まず、県民や事業者等が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を高めていくことが第一歩です。犯罪を行おうとする者に付け入る「スキ」を与えないよう、犯罪に関する正しい認識を持ち、自ら行うことができる防犯対策を講じていくことが重要です。

そのため、ホームページ、広報紙、SNSなど、様々な広報媒体を活用し防犯に関する情報を発信しました。また、県職員が自治会の会合などに出席して最新の犯罪情勢や防犯対策などを分かりやすく説明する防犯のまちづくり出前講座等を実施しました。

事業者等に対しては、業種に応じた適切な防犯対策が講じられるよう、犯罪情報の提供や防犯指導などを実施しました。

「わがまち防犯隊」団体数の推移



(2) 自主防犯活動等の推進

① 自主防犯活動の充実

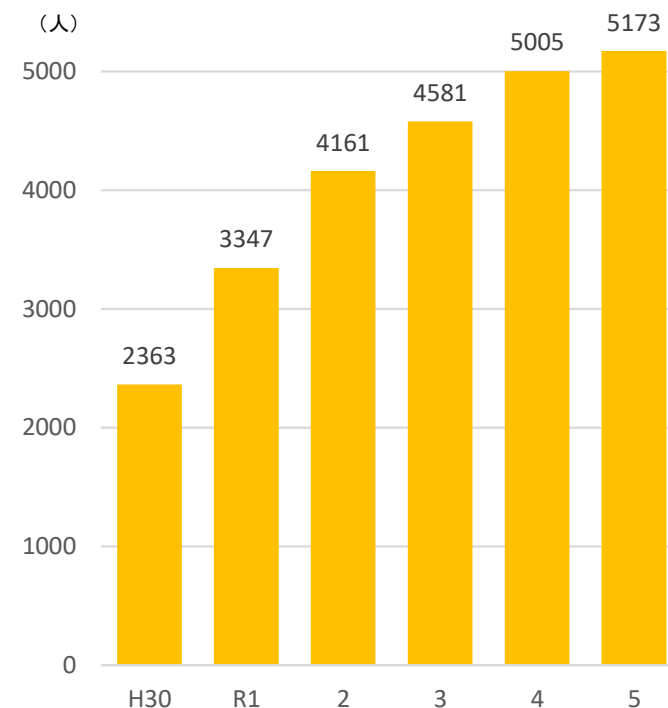
本県の自主防犯活動団体「わがまち防犯隊⁴」は、平成16年には515団体でしたが、平成18年には2,954団体に達し、東京都を抜いて全国第1位となりました。その後も1位を保ったまま、令和5年には5,871団体と、19年間で11倍以上に拡大しています。

県・警察では、その活動の充実を図るため、「わがまち防犯隊」を対象として、研修会、出前講座、現地指導等を実施しました。

また、周囲からの視認性が高く、高い防犯効果が期待される青色防犯パトロール車両による防犯パトロール⁵（青パト活動）への参加を促すため、新たに青パト活動を始める団体に対して、青色回転灯など装備品一式を提供する支援を行いました。その結果、令和5年度末で青パト車両763台が登録され、各地域でパトロールが実施されました。

さらに、ランニングやウォーキングなどの機会に地域の見守りなどの防犯活動を行う「防犯サポーター⁶」を募集しました。令和5年度末で5,173人の方が登録し、それぞれの地域で活動を行いました。

「防犯サポーター」登録者数の推移



4. 自主防犯活動団体の本県における愛称。 5. 青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール。 6. 個人で、ランニング・ウォーキングなどの機会に、地域の見守りなどの防犯活動をしていただく取組。

② 事業者等との連携の拡大

県及び警察は、令和5年度末までに県内で活動する158の事業者・団体と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定⁷」を締結しました。協定締結事業者等には犯罪や不審者を発見した場合の通報などの防犯活動のほか、独自の防犯の取組を行っていただきました。

また、各警察署においても地元の事業者等と地域安全協定⁸を締結しました。

事業者等との連携による防犯活動は、「わがまち防犯隊」の活動とともに、防犯のまちづくりを進めるうえで大きな力となりました。

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定

主な協定の内容

- 事業者・団体ごとの特色を活かした防犯活動を宣言し、取り組む。
- 車両や事業所に防犯ステッカーを貼り、防犯のまちづくりをPRする。
- 事業所や店舗を「こども110番の家⁹」として地域のセーフティーステーションの役割を担う。



〈防犯ステッカー〉



R5年度 158事業者・団体

7. 防犯の取組に賛同していただける事業者・団体と県、警察の3者で締結する協定。 8. 自治体や防犯関係団体・地域の事業者等と警察による協定。 9. 何らかの被害に遭った、又は被害に遭いそうになった、と助けを求めてきた子供を保護する住宅や事業所。

③ 犯罪被害者等支援施策の充実

本県では、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援を推進しています。

県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター¹⁰の3機関で構成する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」では、各機関の特色を活かした支援を迅速かつ途切れることなく提供しました。

特に、性犯罪・性暴力被害者の支援については、「性暴力等犯罪被害専用相談電話『アイリスホットライン』」において、24時間365日相談を受け付け、電話、対面、オンラインによる相談や医療費等の助成、病院等への付添いなどの支援を実施しました。

また、県では、犯罪被害者等の支援制度や各市町村に設置されている犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の周知を図るとともに、市町村の担当者を対象とした研修を実施するなど、支援体制の強化に取り組みました。



10. 埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者等の各種支援活動を行う民間団体。

(3) 防犯環境の整備

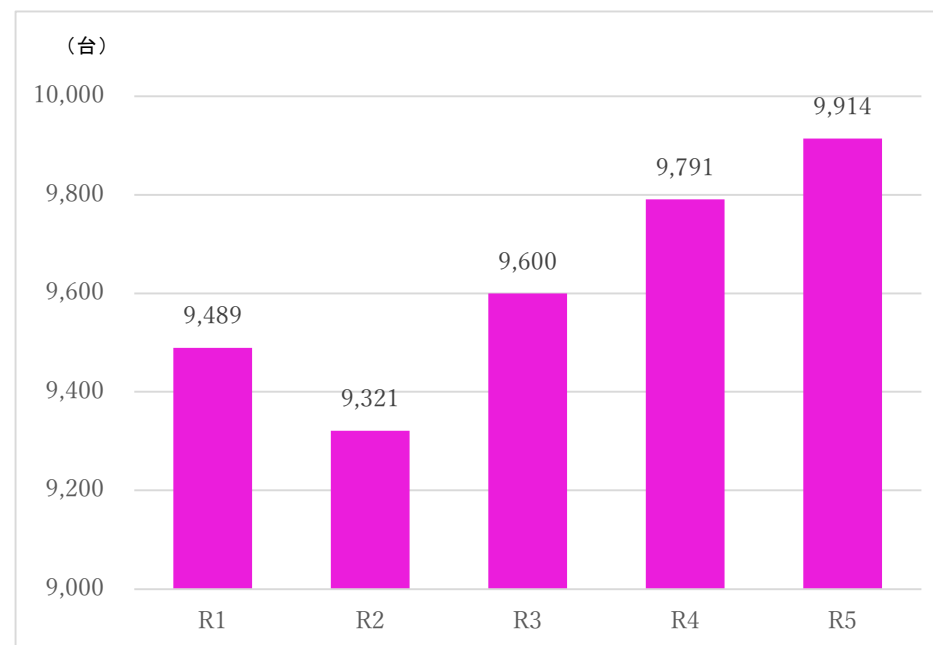
県では、条例に基づき、防犯のまちづくりを推進するための6つの指針（埼玉県防犯指針¹¹⁾）を定めています。

「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」では、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項等を定め、市町村などへの助言を通じて、指針に基づいた防犯性の高い道路や公園等の整備を行いました。

「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」では、住宅の新築及び改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示し、防犯性の高い住宅の普及を進めました。

「防犯カメラの設置と利用に関する指針」では、防犯カメラの設置及び利用の基準を示し、防犯カメラの適切な運用を図りました。また、県・警察では市町村による公共の場所への防犯カメラ設置を支援しました。

市町村が公共の場所に設置した防犯カメラ台数の推移



11. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」の6つの指針で構成される。これらの指針に基づき、防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するもの。

(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進

「埼玉県防犯指針」では、学校や通学路等における児童等の安全の確保を目的とした指針を定めています。

「学校等における児童等の安全を確保するための指針」は、学校や児童福祉施設等における不審者の侵入防止対策や施設・設備の点検整備、児童等への防犯教育など、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものです。この指針に基づき、学校等における危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する防犯研修、施設・設備の安全点検及び管理、地域安全マップ¹²の作成、防犯教室の開催などを推進しました。

また、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」では、通学路や公園等の安全な環境の整備基準や地域住民等と連携した児童等の見守り活動などの具体的な方策を示しています。この指針に基づき、学校、PTA、自主防犯活動団体等と連携した通学路等のパトロール活動やこども110番の家など、子供を地域全体で守るための活動を支援しました。

(5) 規範意識の啓発

青少年の健全育成を図るため、非行防止キャンペーンを通じた啓発活動や、非行防止パトロール活動、街頭補導活動、学校や警察等の連携による小・中・高校生等を対象とした非行防止教室の開催等を推進し、青少年の規範意識の醸成に努めました。

また、青少年の立ち直りを支援するため、相談窓口の案内、地域の関係機関で構成される「いじめ・非行防止ネットワーク¹³」やスクール・サポーター¹⁴による学校への支援、少年サポートセンター¹⁵における学習支援や農業体験等の各種体験活動等を実施しました。さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対応を図りました。

地域安全マップの例



12. 子供の安全を確保するために、通学路上の要注意箇所などを示した地図。子供たち自身が通学路などを点検し、犯罪が起こりやすい場所を地図にする作業を通じて、子供たちの被害防止（危険予測）能力が高まることが期待できる。また、保護者や地域住民にもマップづくりに参加してもらうことで、地域の防犯力向上にもつながる。13. いじめや非行、問題行動の未然防止を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、地域ボランティア、民生・児童委員、PTA等で構成されるネットワークで、生徒指導に係る情報交換や取組についての協議、校内巡回や挨拶運動など地域の力を活用した幅広い支援を行う。

14. 問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣される会計年度任用職員（元警察官又は教員経験者）で、教職員と連携し、生徒の非行や問題行動への対応や、校内のパトロールを行うなど、生徒の健全育成と校内環境の正常化に向けた支援活動を行っている。15. 少年相談、街頭補導、非行防止教室、被害少年等に対する継続的な支援、広報啓発のための情報発信など少年の非行防止に向けた活動を行っており、県内では埼玉県警察少年サポートセンター（武蔵浦和ラムザタワー内）の他、川越、熊谷、越谷の各市に相談室が設置されている。

(6) 特殊詐欺対策

特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の発生状況、手口、被害防止対策などの情報発信や市町村が行う特殊詐欺対策事業への補助を実施したほか、関係機関・団体と連携し、防犯意識の醸成を図りました。

また、被害防止に有効な特殊詐欺対策機器の普及を目的とした体験型啓発活動「特殊詐欺被害防止ワークショップ」を実施しました。警察では、金融機関での研修会の実施やコンビニエンスストア店員が、利用者に注意を促すための「声掛けボード」の配布、市町村等と連携した戸別訪問などの被害防止対策を実施しました。

(7) 自転車盗防止対策

刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗を防止するため、市町村等と連携し、施錠を呼びかけるキャンペーンを県内各地で実施しました。また、駐輪場における自転車への施錠を促す横断幕を設置するなど、駐輪場管理者と連携し自転車利用者に対する啓発を実施しました。

特殊詐欺の被害防止啓発のチラシ



自転車への施錠を促す横断幕



(8) 女性を犯罪から守るための取組

性犯罪など女性を狙った犯罪を防止するため、警察では女性への声かけ事案、不審者の出没等の情報収集・分析、行為者の特定及び積極的な指導・警告を実施しました。

また、女性が自ら自分自身を守るための犯罪情報や防犯対策情報を発信しました。

24 時間体制でストーカーやDV 事案等から発展する凶悪・重大事件の未然防止など、女性を犯罪から守る対策を講じました。

(9) 警察活動の充実強化

警察官 1 人当たりの人口負担率が全国一である本県では、平成 13 年度から平成 29 年度にかけて全国最多となる 2,895 人の警察官の増員を行いました。警察では増員された警察官を警察署の地域部門を中心に配置し現場の警察力を強化してきたほか、警察官不足を補完するため交番相談員¹⁶など会計年度任用職員の増員に努めました。

また、日々進化するサイバー犯罪に対応するため、情報通信技術に関する有識者をサイバー犯罪対策技術顧問に委嘱し、サイバー犯罪捜査及び対策に関する助言や最新の情報通信技術に関する情報提供を受けるなど、民間の知見を取り入れました。

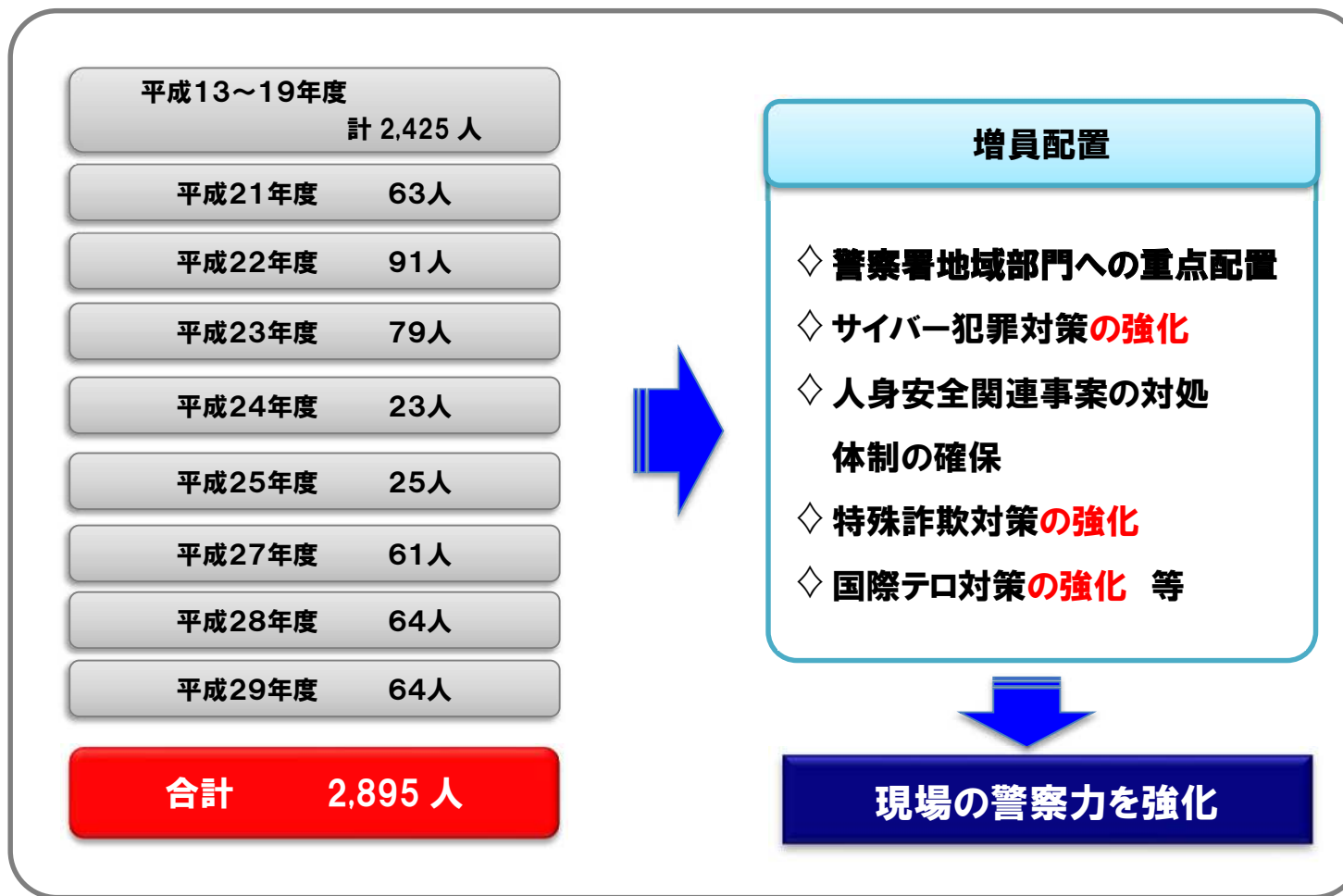
その他、職員の民間企業への派遣や民間企業が行う講習の受講など、職員のサイバー犯罪に対する対処能力の強化を図りました。

女性を狙った犯罪の被害防止対策を促す広報紙



16. 交番において地理案内、各種相談等の処理、事件・事故等の届出に対する連絡、通報、遺失届等の受理を行う会計年度任用職員。街頭活動による警察官の一時不在を補完するため、すべての交番、派遣所に配置している。

警察官の増員状況と配置

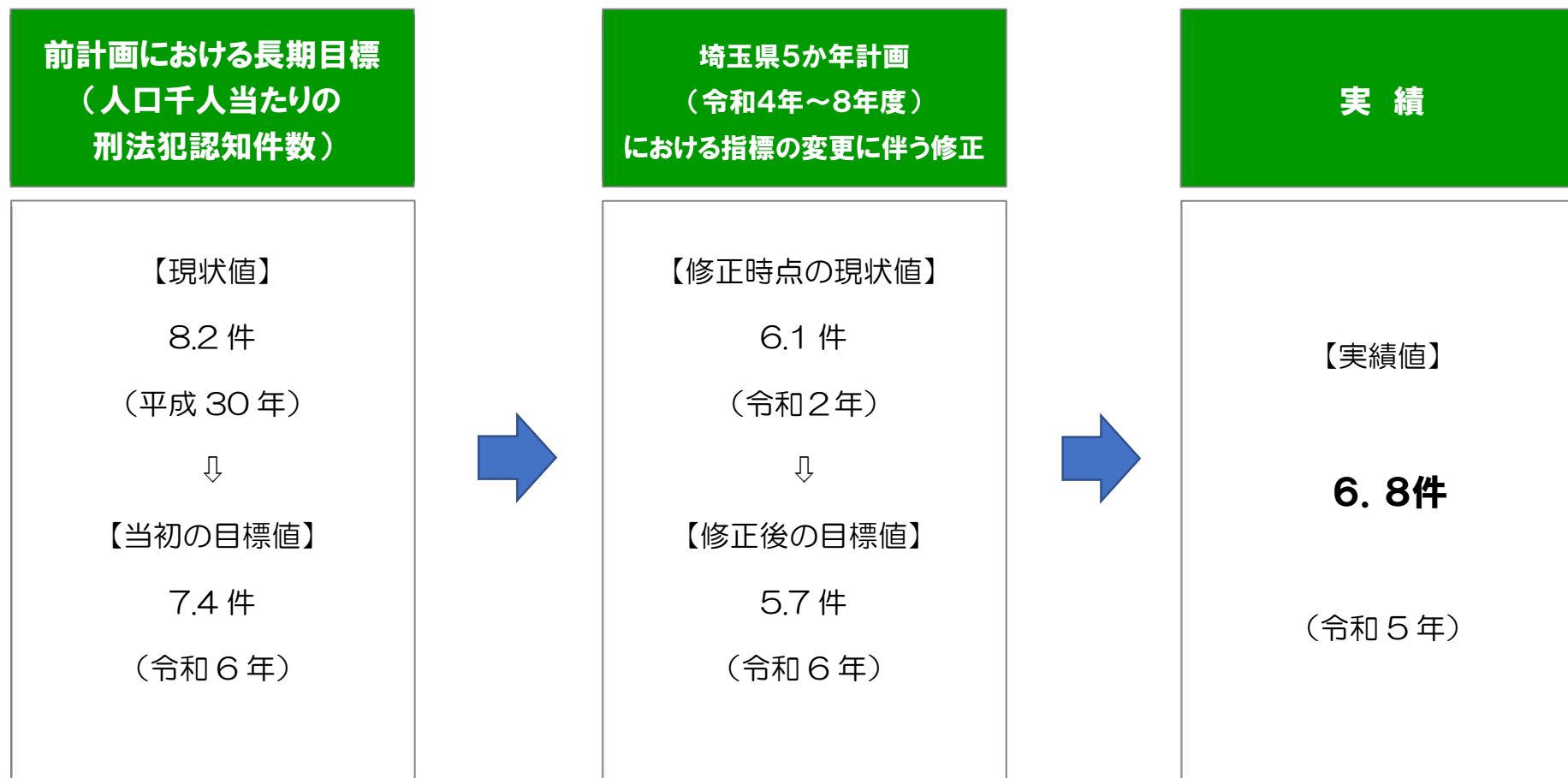


2 これまでの成果

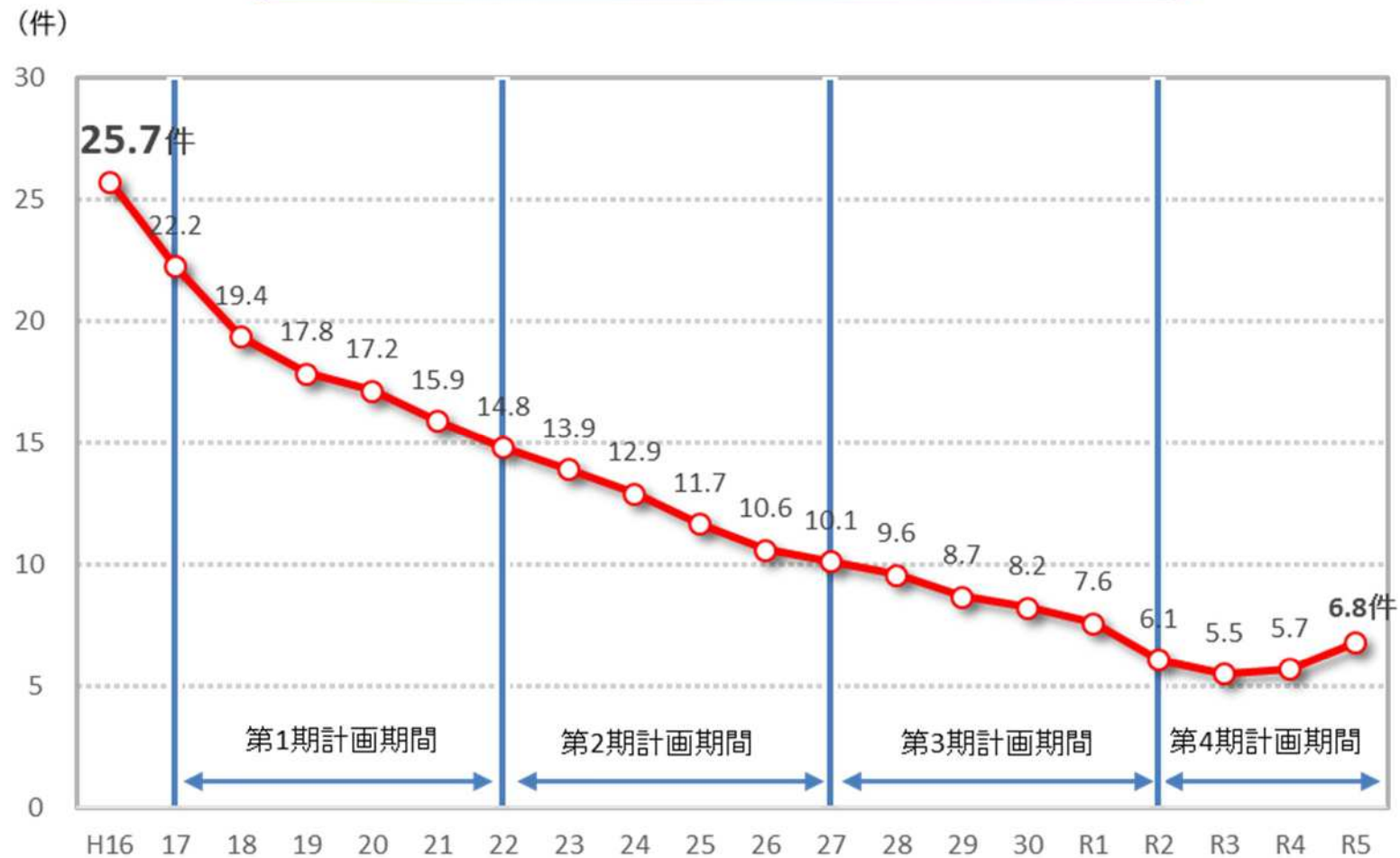
(1) 長期目標の達成状況

前計画では、当初の長期目標として人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の8.2件から10%減少させ、令和6年には7.4件以下とすることを掲げました。県民、事業者、自主防犯活動団体、市町村及び県・警察が一体となって防犯のまちづくりを推進した結果、令和2年に刑法犯認知件数が6.1件となり計画策定時の目標が達成されたことから、目標値を5.7件以下に上方修正しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み社会活動が活発になったことなどの影響により、令和5年における人口千人当たりの刑法犯認知件数は、6.8件に増加しました。



埼玉県の人人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移



第3章 これまでの主な取組と成果

(2) 施策指標の達成状況

埼玉県防犯のまちづくり推進計画では、各施策に可能な限り数値目標を設定しています。前計画の達成状況は以下のとおりです。（本計画策定時）

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る			
県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	8,847 人/年度 (平成 30 年度)	15,000 人/年度	6,507 人/年度 (令和 5 年度)
防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数	5,607 件/月 (平成 30 年度)	6,000 件/月	5,152 件/月 (令和 5 年度)
(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る			
自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9% (平成 30 年度)	90% (令和 6 年度)	86% (令和 5 年度)
自主防犯活動団体への研修	4,096 団体 (平成 27～30 年度)	全団体 (令和 2～6 年度)	4,323 団体 (令和 2 年度～5 年度)
青色防犯パトロール車両台数	682 台 (平成 30 年度)	1,000 台 (令和 6 年度)	763 台 (令和 5 年度)
埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	121 事業者・団体 (平成 30 年度)	160 事業者・団体 (令和 6 年度)	158 事業者・団体 (令和 5 年度)
(3) 安全な都市環境の整備を図る			
県内（市町村等）の防犯カメラの設置台数	8,989 台 (平成 30 年度)	10,000 台 (令和 6 年度)	9,914 台 (令和 5 年度)
空家等対策計画策定市町村数	34 市町村 (平成 30 年度)	50 市町村 (令和 7 年度)	48 市町村 (令和 5 年度)
(4) 子供を犯罪被害から守る			
通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校、義務教育学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
こども 110 番の家の数	69,445 か所 (平成 30 年度)	70,000 か所 (令和 6 年度)	67,560 か所 (令和 5 年度)
各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）	95% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)

第3章 これまでの主な取組と成果

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(5) 規範意識の高揚を図る			
学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高等学校）	100%（平成 30 年度）	100%（令和 6 年度）	100%（令和 5 年度）
声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村	56 市町村（平成 30 年度）	57 市町村（令和 6 年度）	56 市町村（令和 5 年度）
(6) 県民に多大なる不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る			
「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦高齢者全世帯 （平成 30 年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和 6 年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和 5 年度）
全市町村による「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の開催	—	全市町村（令和 6 年度）	24 市町村（令和 5 年度）
女性の安全・安心ネットワーク ¹⁷ 参加団体数	29 団体（平成 30 年度）	100 団体（令和 6 年度）	56 団体（令和 5 年度）
自転車盗の認知件数	17,026 件（平成 30 年）	15,000 件（令和 6 年）	13,622 件（令和 5 年）

17. 女性の防犯力向上を目的とした行政・企業・大学等のネットワーク。

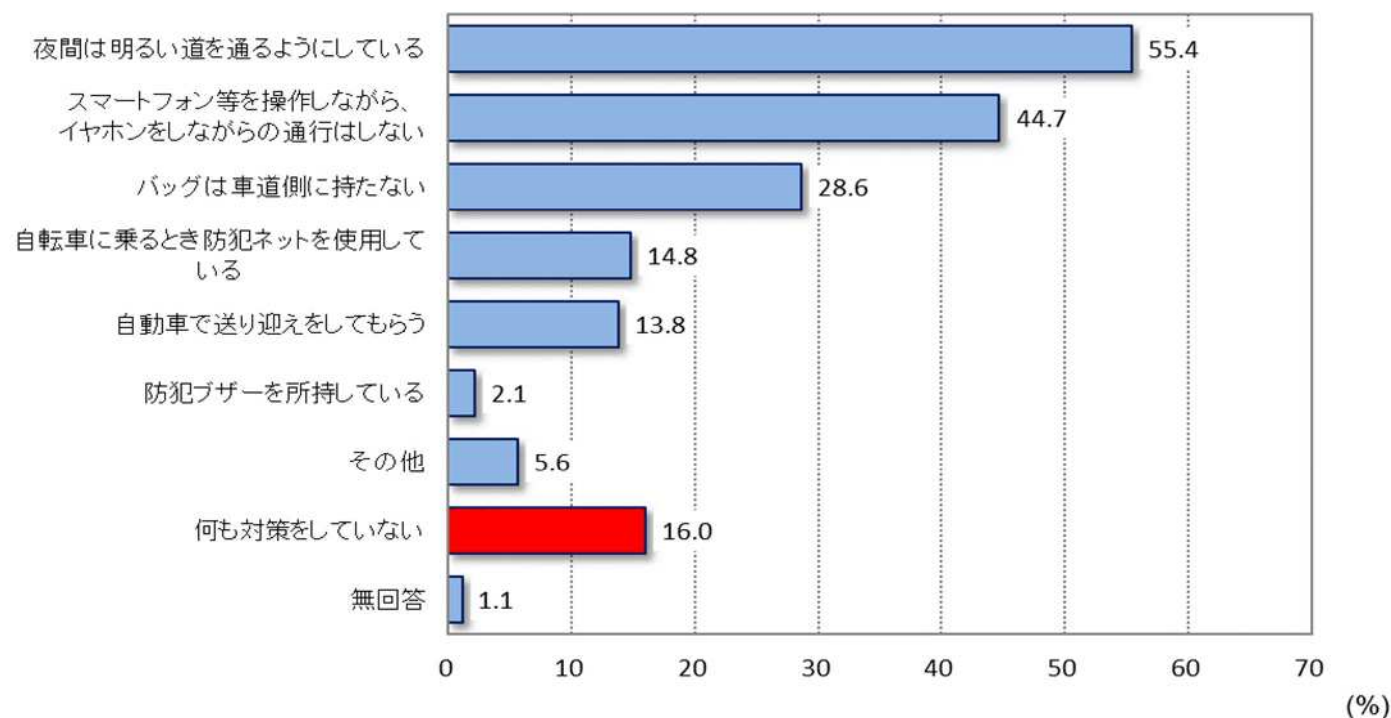
1 県民の防犯意識の向上

本県における刑法犯認知件数は大幅に減少しました。しかしながら、県民の身近で多発している侵入窃盗や自転車盗の発生状況をみると、無施錠による被害が依然として多く、防犯意識の浸透が十分とは言えない状況です。

また、県内在住の外国人は年々増加しており、外国人に対しても、防犯意識を醸成させるための啓発活動を推進する必要があります。

さらに犯罪を起こさせにくい地域環境を作るためには、全ての人が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を一層高め、自ら積極的に防犯対策を講じることが求められます。

街頭で犯罪の被害に遭わないために気をつけていること（令和3年）



資料：埼玉県警察「県民意識調査（令和3年）」

2 地域における犯罪抑止力の維持・向上

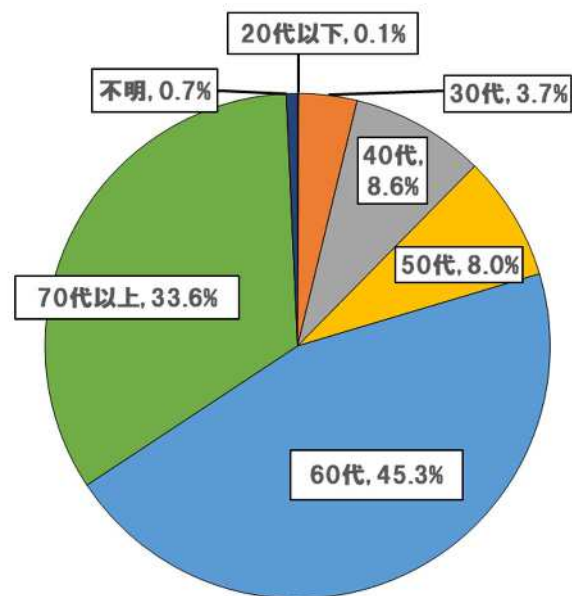
本県では、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」や地域に密着した防犯活動を行う事業者等が各地域で活動しており、犯罪の抑止に大きく貢献しています。

また、こうした地域におけるパトロールなどの防犯活動が地域住民の目に触れることによって、安心感を与えています。

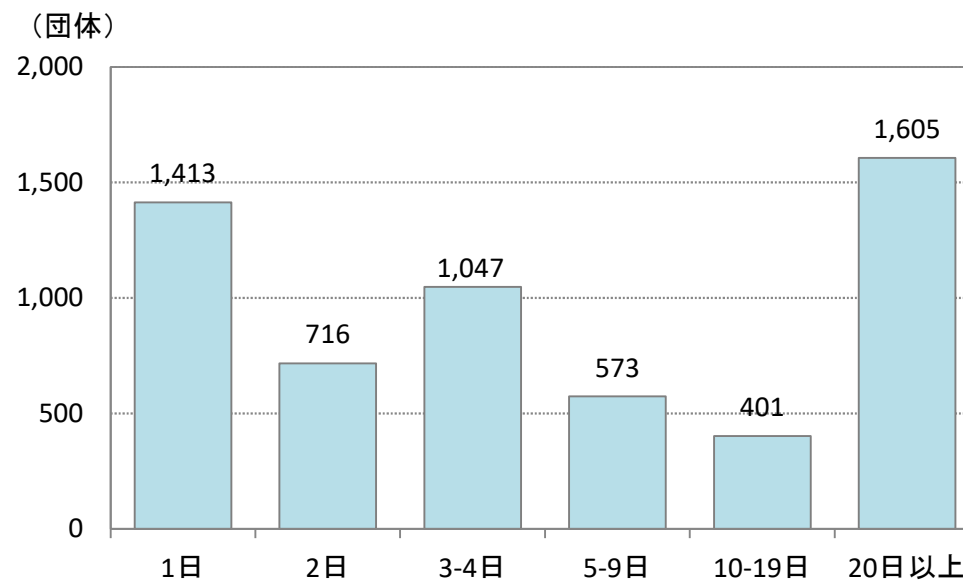
一方で、「わがまち防犯隊」が活動を継続していくに当たり、構成員の高齢化、活動人員の確保、モチベーションの維持などの課題があります。

地域における犯罪抑止力を維持・向上させるためには「わがまち防犯隊」や事業者、防犯サポーター等との連携を一層強化し、地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を講じることが重要です。

構成員の平均年齢別自主防犯活動団体の割合
(令和5年末)



月平均パトロール日数別自主防犯活動団体数
(令和5年末)



3 防犯に配慮した都市環境の整備

本県では、これまで自主防犯パトロールなどソフト面からの対策とともに、「埼玉県防犯指針」に基づき防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間や個人の住宅等ハード面からの対策を進めてきた結果、刑法犯認知件数は減少しました。

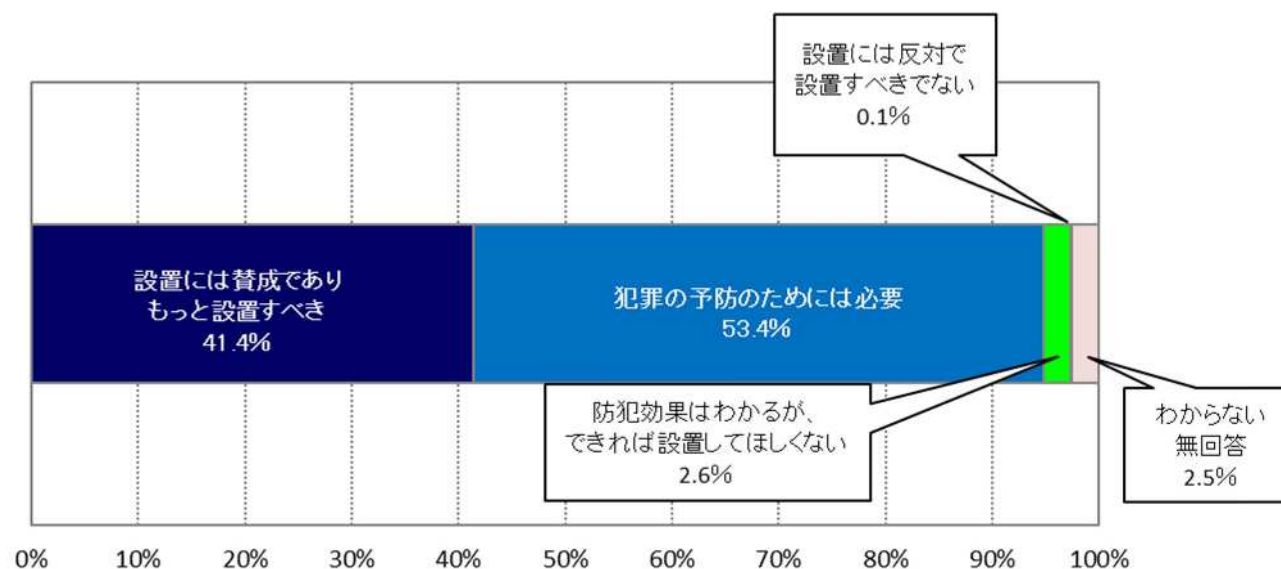
一方で、駅周辺や繁華街等では、それ以外の地域と比べ犯罪が多発しており、今後も継続して防犯対策を進めていく必要があります。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止・検挙に効果があり、また多くの県民が公共空間への設置を支持しています。今後も、防犯カメラの運用が適正に行われるよう啓発に努めつつ、設置を促進していく必要があります。

また、公共空間だけでなく、防犯性の高い住宅の普及促進、犯罪発生や倒壊等が懸念される空き家への対策など、犯罪の防止に配慮した都市基盤を整備していかなければなりません。

公共空間への防犯カメラ設置に対する県民の意識（令和3年）

問：商店街等の公共空間で多発している犯罪を予防するため、防犯カメラ等が設置されることについて、どう思いますか。



資料：埼玉県警察「県民意識調査（令和3年）」

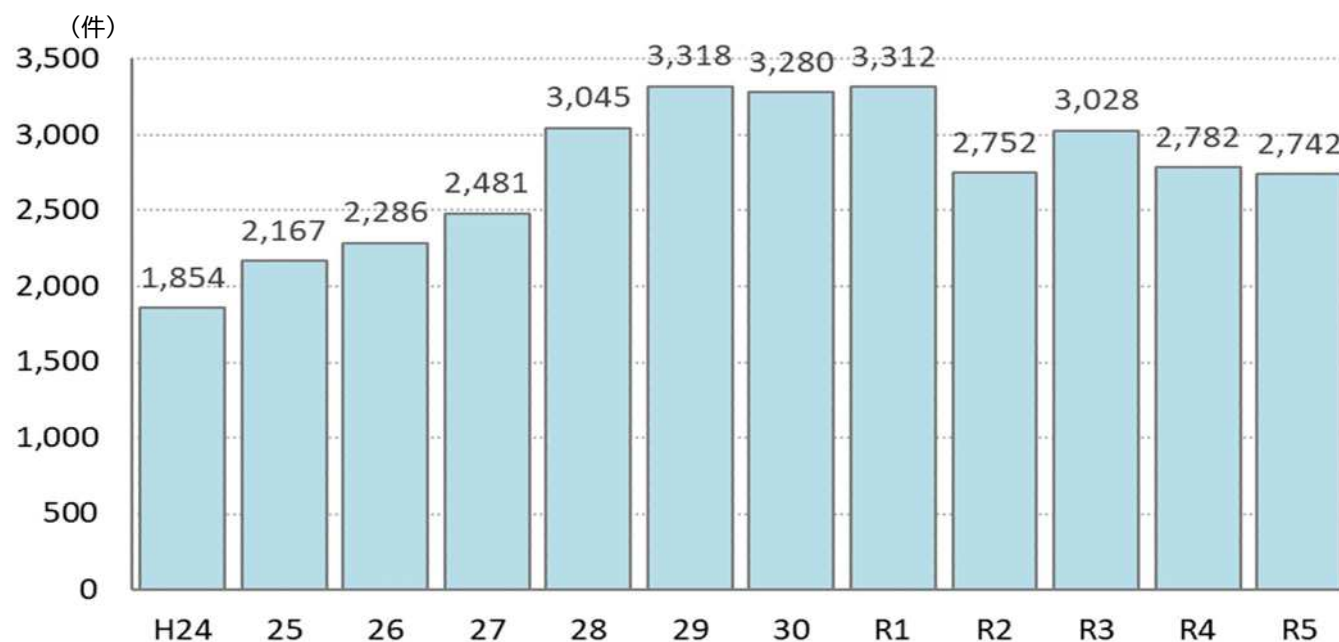
4 子供に対する犯罪等の防止

刑法犯認知件数が大きく減少する一方で、犯罪の前兆と捉えられる子供に対する声かけ事案¹⁸は高水準で発生しています。

次代を担う子供たちを大切に育てていくため、保護者や学校だけでなく、県、市町村、警察及び地域住民が連携を深め、子供たちが犯罪被害に遭わないよう見守る体制を確保していかなければなりません。

また、子供たちに犯罪から身を守る力を身に付けさせる防犯教育をさらに充実させるため、教職員の防犯教育に関する資質向上を図る必要があります。

子供に対する声かけ事案の推移



18. 子供（18歳以下の者）に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案。

5 社会的な規範意識の向上

全国、本県ともに、刑法犯少年¹⁹は減少傾向にあります
が、新型コロナウイルス感染症収束後の令和5年は1,271
人と増加しました。また、特殊詐欺で検挙された少年は、
平成30年の88人をピークに減少し令和5年は37人とな
りました。

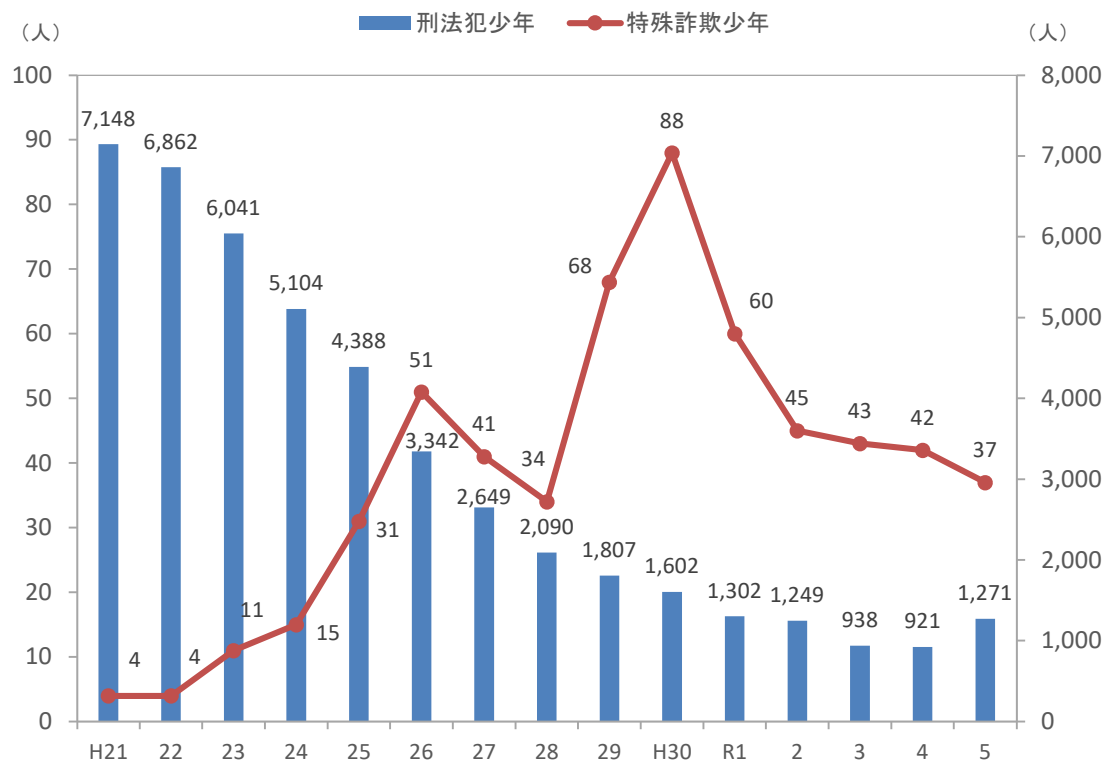
しかし、刑法犯で検挙された少年の数は、年齢層ごとの
人口千人当たりでみると2.7人で、成人の1.4人と比べ約
2倍と高い水準にあります。

犯罪に関わる少年をさらに減らし、いじめ、SNS・イ
ンターネット上の誹謗中傷、暴力行為などの社会問題を解
決するためには、子供の規範意識の向上が不可欠です。

一方で、子供の健全育成を担うべき大人社会において
も、社会的ルールを守らない行為や子供の健全育成に悪影
響を与える行為等が多く見られ、モラルの低下が憂慮され
ています。

子供たちの健やかな成長を促し、人々が安心して暮らせ
る社会をつくるためには、社会全体で規範意識の向上に取
り組むことが重要です。

刑法犯少年及び特殊詐欺の少年検挙人員の推移（H21年～R5年）



19. 14歳未満の刑法に触れる行為をした少年及び14歳から19歳の刑法に規定する罪を犯した少年。

6 特殊詐欺被害防止対策の強化

令和5年の特殊詐欺認知状況は、認知件数1,336件、被害金額31億8,394万円となっています。（P8 参照）

被害者の割合は、男女別では女性が約7割、年齢層別では65歳以上の高齢者が約9割となっています。

特殊詐欺の手口は悪質化・巧妙化しており、認知件数は高水準で推移し、被害額は増加傾向にあるなど、依然として深刻な状況にあります。

特殊詐欺被害を防止するためには、特殊詐欺対策機器の利用や留守番電話の常時設定など、高齢者に対する被害防止対策の周知や注意喚起を実施していくほか、子や孫の世代に対して被害防止の取組への参加を促すなど、県民総ぐるみの対策を推進していく必要があります。

特殊詐欺被害の形態別割合の比較



特殊詐欺の性別年代別被害者数（令和5年）

		男性	女性	合計	割合
10代		0	1	1	0.1%
20代		8	2	10	0.8%
30代		4	5	9	0.7%
40代		18	10	28	2.1%
50代		19	27	46	3.4%
		62	152	214	16.0%
60代	60～64	24	54	78	5.8%
	65～69	38	98	136	10.2%
70代		114	266	380	28.4%
80代		145	456	601	45.0%
90代以上		22	25	47	3.5%
合 計		392	944	1,336	—
割 合		29.3%	70.7%	—	—

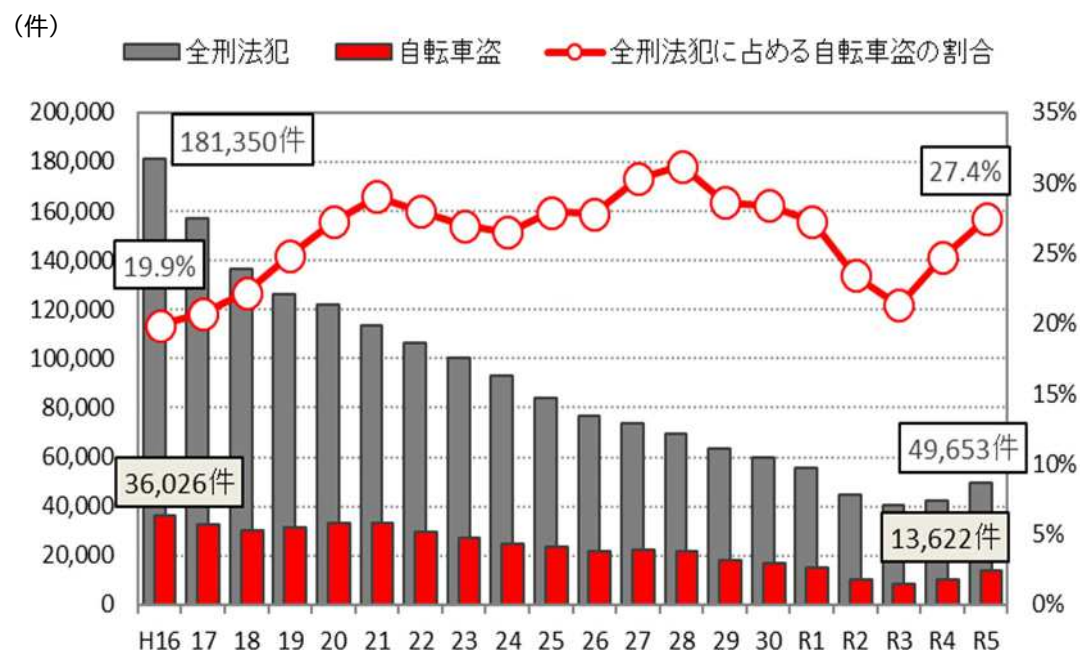
7 乗り物盗の防止

令和5年の自転車盗認知件数が全刑法犯の認知件数に占める割合は、27.4%と依然として高い水準にあり、盗まれた自転車の約6割は無施錠です。

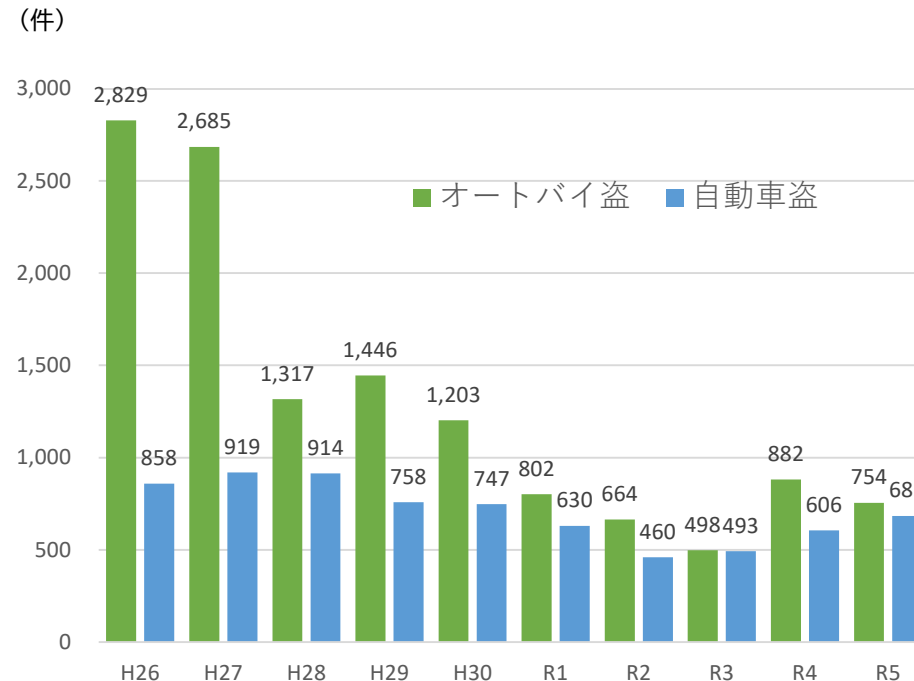
また、自動車盗では、車両のコンピューターに不正にアクセスし、ドアロックの解除やエンジンの始動などを行い盗む手口が近年増加しており、被害が多発しています。

こうした乗り物盗の被害を防ぐため、自転車は短時間や自宅敷地内の駐輪でも施錠の徹底、オートバイはワイヤーロックや車両カバーの使用、自動車はハンドルロックやタイヤロックの活用など、盗難防止対策の普及啓発を図る必要があります。

自転車盗認知件数の推移



オートバイ盗・自動車盗認知件数の推移



8 性犯罪やストーカー等の防止

令和5年7月の改正刑法の施行により、「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」の処罰範囲が拡大され、それぞれ「不同意性交等罪」、「不同意わいせつ罪」に改められた結果、令和5年の認知件数は大幅に増加しました。

また、ストーカーやDVなどの事案も依然として高水準で推移しています。

これらの被害は女性に比較的多く見られますが、男性の被害も発生しており、性別を問わず誰もが安心して学び、働き、いきいきと活躍できる社会を構築するため、性犯罪、ストーカー等から守る取組を強化する必要があります。

性犯罪（不同意性交等・不同意わいせつ）発生状況の推移

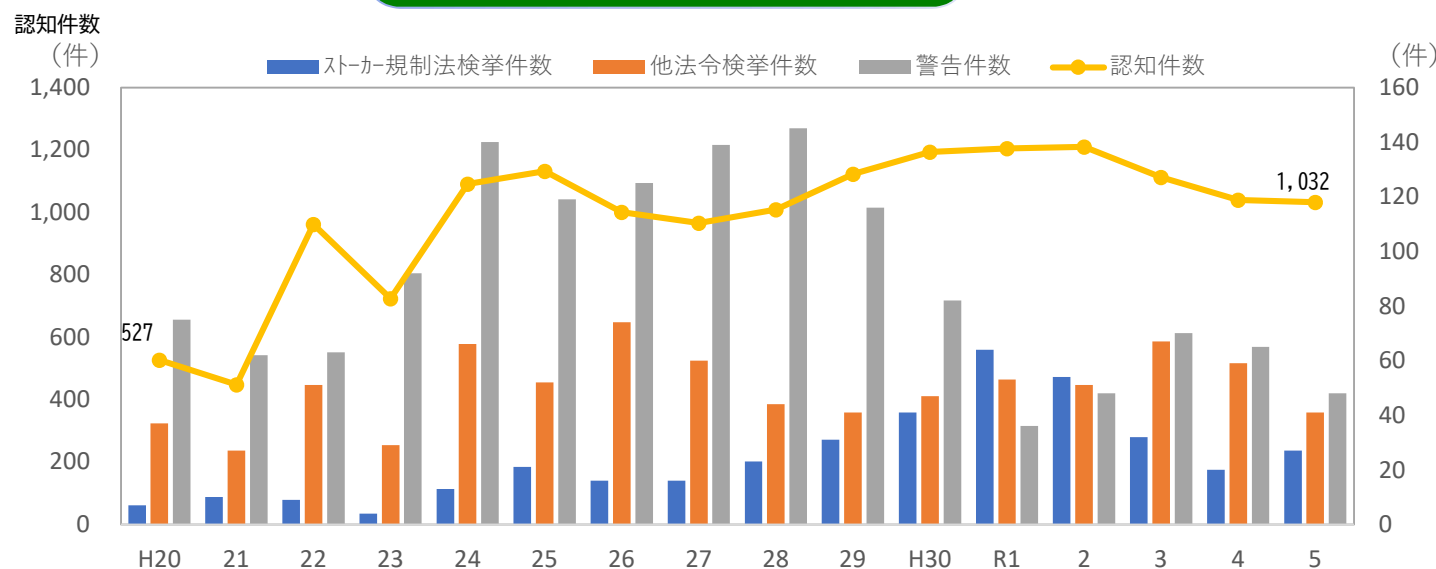


※性犯罪については刑法の一部改正により、罪名、構成要件が改められている。

改正前
H29.7 施行
R 5.7 施行

強姦、強制わいせつ
強制性交等、強制わいせつ
不同意性交等、不同意わいせつ

ストーカー取扱い事案の推移



9 体感治安²⁰を悪化させる犯罪・情報への対策

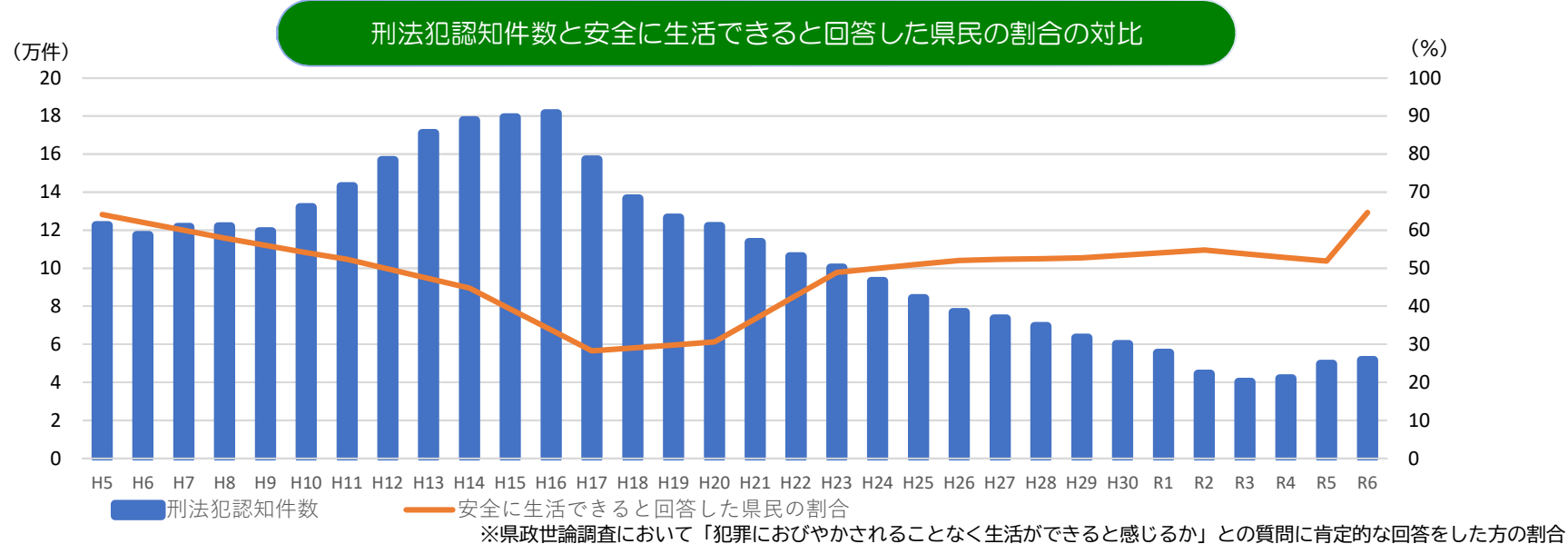
これまで、計画に基づいて取組を推進してきた結果、令和5年の県内の刑法犯認知件数は、ピークであった平成16年の約4分の1にまで減少し、大きな成果がありました。

一方で、令和4年には、減少を続けていた刑法犯認知件数が増加に転じ、特殊詐欺、乗り物盗、侵入窃盗などの生活に身近な犯罪が多発しているほか、県民を惑わせる不正確・不確実な情報の拡散がみられるなど、刑法犯認知件数の減少とともに体感治安の向上も課題となっています。

体感治安の目安となる、県政世論調査において「犯罪におびやかされることなく生活ができると感じるか」との質問に肯定的な回答をした方の割合（以下「安全に生活できると回答した県民の割合」という。）は、平成5年以降、刑法犯認知件数が増加するにつれて低下し、平成17年以降は刑法犯認知件数が減少するにつれて向上してきました。平成23年以降は刑法犯認知件数が減少しているにもかかわらず、この割合は横ばいの状況が続いていましたが、令和6年は64.7%に向上しています。

また、インターネットなどの情報技術を悪用したサイバー犯罪に関連する相談受理件数は、高水準で推移しています。

こうした県民に不安を与え体感治安を悪化させる犯罪の防止対策の強化や正確な情報の発信が必要となっています。



20. 人々が日常生活で感じる治安の状況。

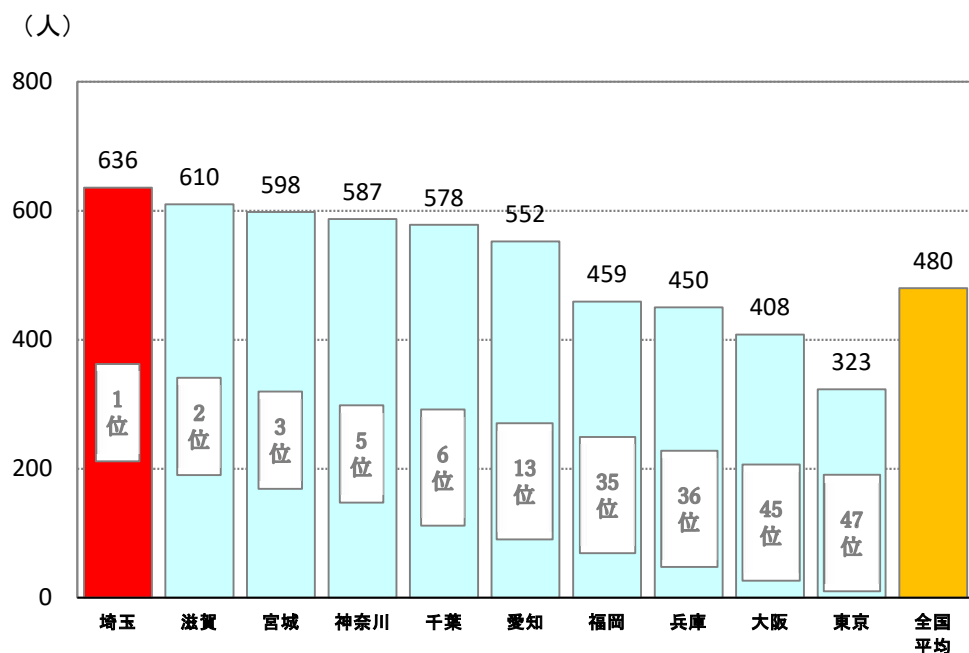
10 警察活動の充実強化

本県では、平成13年度から平成29年度までの間、全国最多となる2,895人の警察官を増員し、警察力の強化に努めてきました。（P17参照）

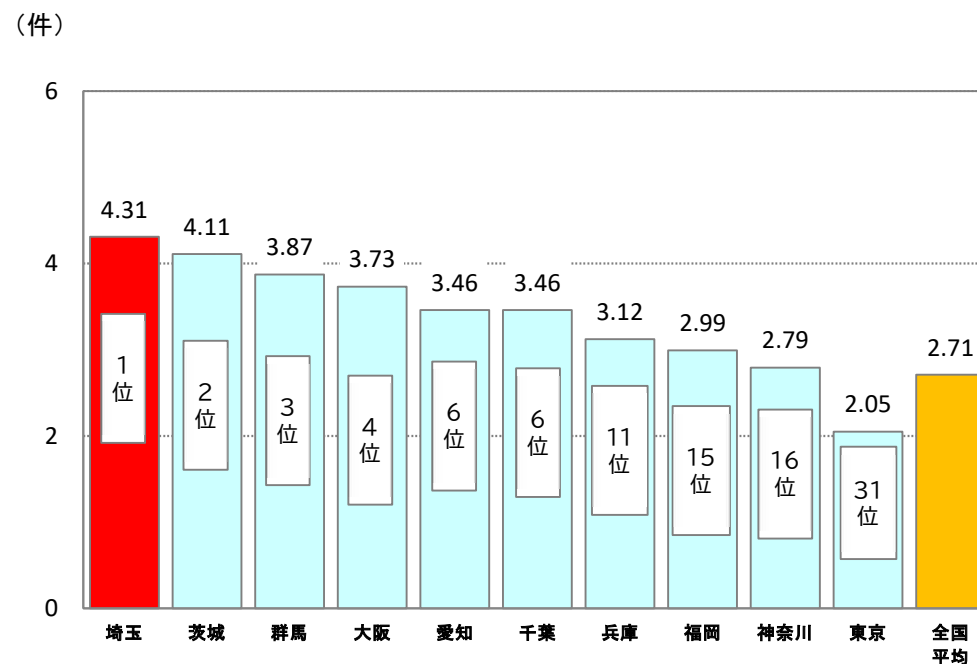
しかし、刑法犯認知件数が令和4年に増加に転じた中、本県の令和5年における警察官1人当たりの負担人口は636人と全国で最も多く、全国平均と比べて約1.3倍となっています。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も4.31件と全国一負担が大きく、全国平均の約1.6倍です。

このように、本県の警察官1人当たりの業務負担は依然として過重であり、引き続き国に対して警察官の増員を求めていくとともに、DXの活用などによる警察基盤の整備や効率的な捜査・検挙活動の推進など、警察活動の充実強化が求められています。

警察官1人当たり負担人口（令和5年）



警察官1人当たり刑法犯認知件数（令和5年）



1 基本方針

本計画では、条例の基本理念、これまでの取組と成果及び今後の課題を踏まえ、次の事項を基本として推進します。

埼玉県防犯のまちづくり推進計画 基本方針

- (1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る
- (3) 安全な都市環境の整備を図る
- (4) 子供を犯罪被害から守る
- (5) 規範意識の高揚を図る
- (6) 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る
- (7) 警察活動の充実強化を図る

安全で安心な暮らしやすい埼玉県へ

2 県民運動としての展開

県民、事業者、市町村及び県・警察が相互に連携・協力し、一体となって取り組む県民運動としての防犯のまちづくりを推進します。

3 DXの活用など時代に即した防犯対策の推進

犯罪情勢の変化や地域の特性を踏まえたうえで、防犯のまちづくりにおける各種取組にDXを効果的に取り入れるなど、時代に即した防犯対策を推進します。

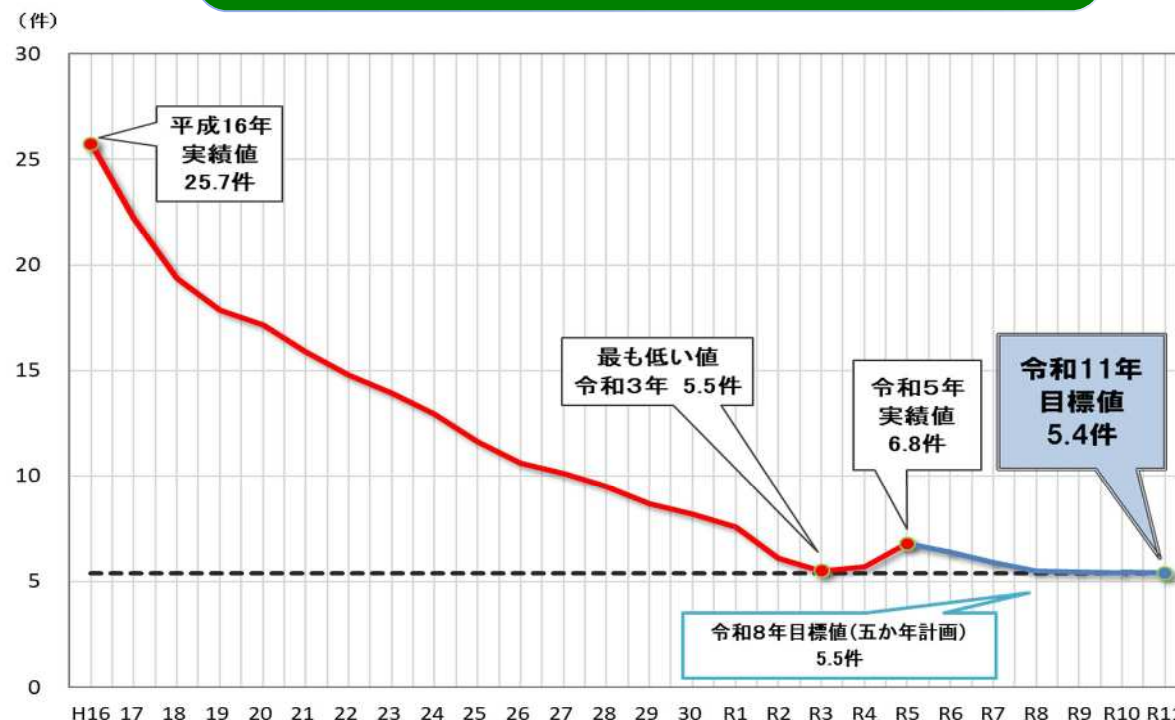
4 長期目標

本県では、平成17年度からの第1期計画以降、第4期までの計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、令和5年には6.8件に減少しました。

本計画では、令和11年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を埼玉県5か年計画の目標値(5.5件(令和8年))を上回る5.4件まで減少させることを長期目標とします。

人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移及び長期目標

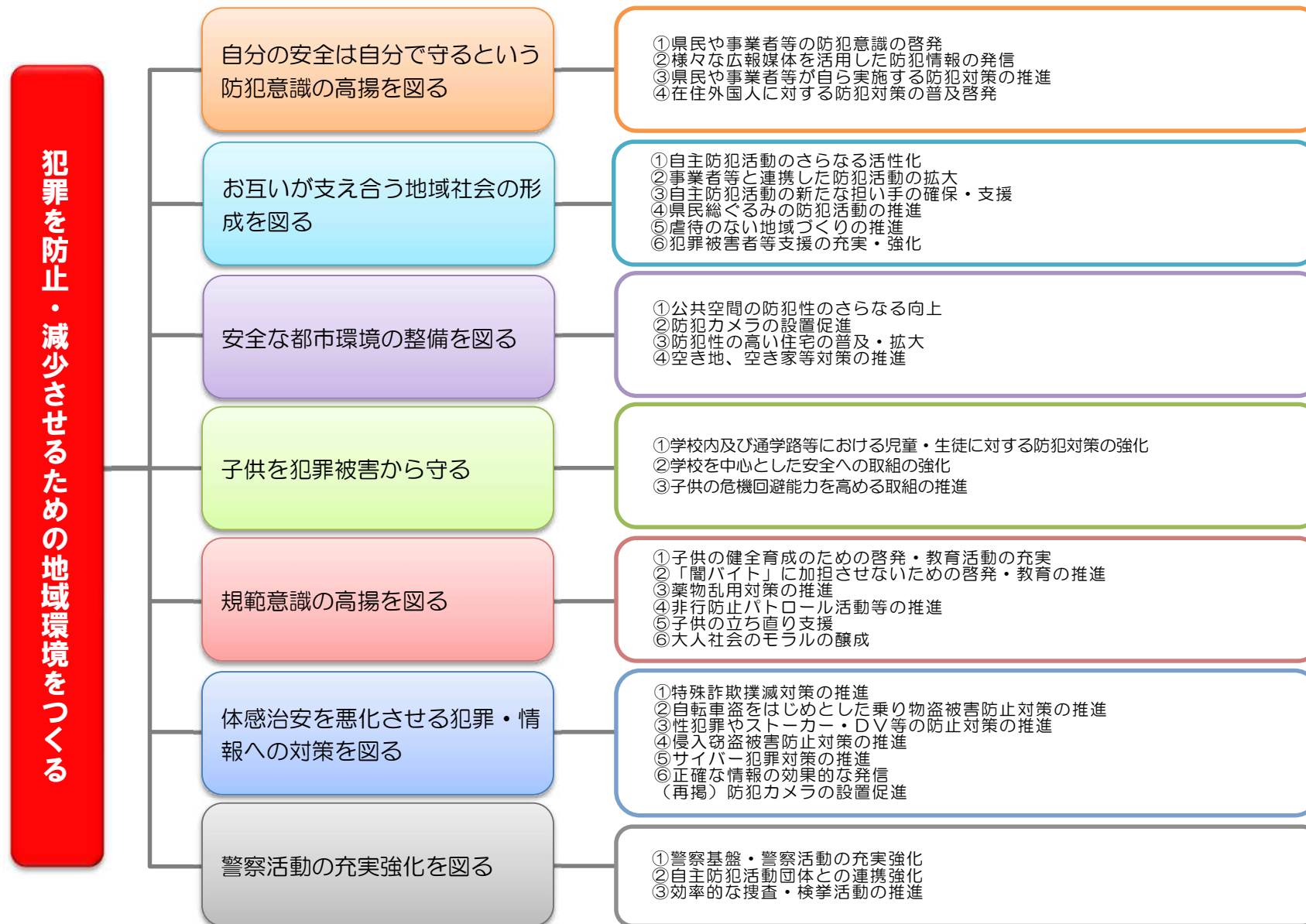


※各年の数値は、各年の刑法犯認知件数の総数と4月1日現在の推計人口から算出。

人口千人当たりの刑法犯認知件数

【現状値】 6.8 件 ⇒ 【目標値】 5.4 件
(令和5年) (令和11年)

5 推進計画の施策体系



【施策 1】 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る

施策の内容

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるためには、県民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を持ち、適切な防犯対策を講じることが重要です。

県・警察では、犯罪情勢や防犯対策に関する情報を、SNSなど様々な広報媒体を活用して発信するほか、防犯講座やキャンペーン、防犯マニュアルの提供などを通じて、県民や事業者の防犯意識の高揚に努めます。

また、生活習慣の違いなどから地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすい在住外国人に対し、防犯に関する情報を提供するほか、自主防犯活動への参加を促進します。

主な取組

① 県民や事業者等の防犯意識の啓発

- 防犯に関する出前講座や講話の実施
- 防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
- 若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進

② 様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
- 子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
- 地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援

③ 県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進

- 県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
- 個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
- 業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者の防犯活動への支援

④ 在住外国人に対する防犯対策の普及啓発

■ 在住外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進

施策指標

県職員による防犯のまちづくり出前講座等の受講者数

現状値 6,507 人／年度
(令和5年度末)



目標値 15,000 人／年度
(令和11年度末)

防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数

現状値 5,152 件／月
(令和5年度)



目標値 6,000 件／月
(令和11年度)

【施策 2】 お互いが支え合う地域社会の形成を図る

施策の内容

本県では、日本一の団体数を誇る自主防犯活動団体（わがまち防犯隊）や地域に密着した事業者、防犯サポーター等による、地域の安全・安心を守るための活動が各地で展開されています。

こうした県民や事業者等による防犯活動の維持・拡大を図るとともに、県民、事業者、市町村、県、警察等の連携を強化し、県民総ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

主な取組

① 自主防犯活動のさらなる活性化

- 自主防犯活動団体への犯罪・防犯情報の提供やパトロール指導・助言等の実施
- 自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
- 青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体への支援
- 自主防犯活動団体に対する表彰等の実施

② 事業者等と連携した防犯活動の拡大

- 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者と連携した防犯活動の推進
- 地域安全協定等に基づく地域の事業者等と連携した防犯活動の推進

③ 自主防犯活動の新たな担い手の確保・支援

- 防犯サポーターの拡充及び研修等の実施
- 大学生等次世代の防犯活動の担い手の確保

④ 県民総ぐるみの防犯活動の推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進会議²¹」による県民総ぐるみの推進体制の強化
- 県民、事業者・団体及び行政による「減らそう犯罪の日²²」一斉パトロールの実施
- 自主防犯活動団体、事業者・団体、防犯サポーター及び行政の連携による防犯活動の推進

⑤ 虐待のない地域づくりの推進

- 児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進

⑥ 犯罪被害者等支援の充実・強化

- 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

施策指標

自主防犯活動が実施されている地域の割合

現状値 86 %
(令和5年度) → 目標値 90 %
(令和11年度)

自主防犯活動団体への研修

現状値 4,323 団体
(令和2～5年度) → 目標値 全団体
(令和7～11年度)

青色防犯パトロール車両台数

現状値 763 台
(令和5年度末) → 目標値 1,000 台
(令和11年度末)

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数

現状値 158 事業者・団体
(令和5年度) → 目標値 180 事業者・団体
(令和11年度)

21. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき県・警察、市町村、県民及び事業者が連携・協力し、防犯のまちづくりを県民総ぐるみで推進することによって、犯罪のない「日本一安心・安全な埼玉県」を実現することを目的として、平成17年度に行政、地域団体及び事業者等を構成員として設置した会議。22. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例において、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、10月11日を減らそう犯罪の日と定めている。

【施策 3】 安全な都市環境の整備を図る

施策の内容

防犯のまちづくりを進めるに当たっては、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間、住宅、事業所等において、防犯に配慮した構造、設備、配置等を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備することが必要です。

そのため、「埼玉県防犯指針」に基づく公共空間の整備を進めるとともに、公共空間への防犯カメラの設置を促進します。また、防犯性の高い住宅や建物の普及を促進するとともに、犯罪の温床になりやすい空き地・空き家の適正な管理等に向けた対策を推進します。

主な取組

① 公共空間の防犯性のさらなる向上

- 防犯性の高い公共空間の整備の推進
- 防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
- 防犯のまちづくり実践事例集²³を活用した自治会等向け出前講座の実施

② 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域²⁴を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

③ 防犯性の高い住宅の普及・拡大

- インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断²⁵」の普及
- 「住まいの防犯アドバイザー²⁶」による専門診断等の実施
- 住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及

23. 防犯の視点から道路や公園などの生活空間を改善した事例を中心に、実践されている防犯対策の事例を収集したもの。24. 県警察がホームページ「犯罪オープンデータ」に公開する窃盗7手口（ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗）の認知件数が年間5件以上の町字地域 25. 建物所有者等が既存住宅の防犯性を自ら診断することができるインターネット上のサービス。県及び埼玉県住まいづくり協議会が協働で提供している。 26. 県民からの依頼により、埼玉県住まいづくり協議会の登録を受けた建築士・防犯設備士等が、現地に出向いて住宅の防犯性に関する専門的な診断及び防犯性向上のための相談を行うもの。

④ 空き地、空き家等対策の推進

■ 市町村の空家等対策計画²⁷策定や空き家バンク等の支援

施策指標

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率

現状値 53.8%
(令和5年度)



目標値 60%
(令和11年度)

27. 総合的な空き家対策の推進を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市民の生命、身体、財産の保護及び良好な生活環境の確保のため、空き家対策の基本的な方向性を示すもの。

【施策 4】 子供を犯罪被害から守る

施策の内容

次代を担う大切な子供たちを犯罪から守るためには、地域住民、学校、行政及び警察が連携して見守っていく必要があります。また、子供たちが犯罪から自分自身を守る能力を身に付けていくことも重要です。

そのため、地域ぐるみで子供の安全を確保する体制を維持するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を支援します。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等の実施を推進します。

主な取組

① 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化

- 自主防犯活動団体、PTA、学校応援団²⁸、地元事業者等による登下校時の見守り活動の促進
- 各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用、通学路の定期的な安全点検の推進
- 通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダー²⁹の配置
- こども110番の家による見守り活動の推進

② 学校を中心とした安全への取組の強化

- 全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
- 各学校における教職員対象の防犯研修会の実施の促進
- 学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供

③ 子供の危機回避能力を高める取組の推進

- 学校と警察の連携による防犯教室等の実施の促進
- 各学校における地域安全マップの見直しの推進

28. 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。29. 学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。

施策指標

通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

こども110番の家の数

現状値 67,560 か所
（令和5年度）



目標値 70,000 か所
（令和11年度）

児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

【施策 5】 規範意識の高揚を図る

施策の内容

子供たちの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てていくためには、社会全体で子供たちの規範意識の醸成に取り組むことが重要です。また、大人の規範意識の低下は、子供たちの行動に悪影響を及ぼすことから、大人の規範意識の高揚を図っていかなければなりません。

そのため、子供の健全育成に努めるとともに、非行や問題行動等への対応を充実させます。また、有害な社会環境の浄化を徹底するなど大人社会のモラルの向上を図ります。

主な取組

① 子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実

- 学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
- 非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
- インターネットの安全利用の啓発等の推進

② 「闇バイト³⁰」に加担させないための啓発・教育の推進

- 少年を強盗の実行犯、特殊詐欺の受け子等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進

③ 薬物乱用対策の推進

- 薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
- 乱用薬物の販売が疑われる店舗やデリバリー販売業者の監視指導
- 乱用薬物に係るインターネット広告の監視

30. SNSやインターネットの掲示板に、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪を実行させるもの。

④ 非行防止パトロール活動等の推進

- 非行防止パトロールの実施
- SNS等によるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
- SNS等で不適切な書込みを行う子供に対する注意・指導の実施

⑤ 子供の立ち直り支援

- 関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
- 少年に応じた指導助言、学習支援活動、各種体験活動等の実施

⑥ 大人社会のモラルの醸成

- 地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
- 有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施

施策指標

学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100%
（令和5年度）



目標値 100%
（令和11年度）

青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村数

現状値 20市町村
（令和5年度末）



目標値 全市町村
（令和11年度末）

【施策 6】 体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る

施策の内容

県政世論調査において、安全に生活できると回答した県民の割合は、平成 17 年以降、刑法犯認知件数が減少するにつれて増加していましたが、平成 23 年以降は、刑法犯認知件数がさらに減少しているにもかかわらず、令和 5 年まで横ばいの状況が続いていました。県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、体感治安を悪化させる犯罪・多発する犯罪の防止対策を推進するとともに、県民が不正確・不確実な情報に惑わされることのないよう正確な情報の効果的な発信に努めます。

特に、多発傾向にあり、県民に不安を与えている特殊詐欺、乗り物盗及び侵入窃盗の被害防止対策を強化します。また、性別を問わず全ての人が安心して学び働けるよう性犯罪やストーカー等から守る対策を推進するとともに、ＩＯＴの拡大などに伴い多発しているサイバー犯罪への対策を強化します。

主な取組

① 特殊詐欺撲滅対策の推進

- 特殊詐欺対策機器の普及促進
- 出前講座や、民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
- 事業者等と連携した被害防止活動の推進
- 地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取締りの強化

② 自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進

- 自転車・オートバイ等の施錠やツーロックの普及啓発を行う盗難防止キャンペーンの実施
- 駐輪場等施設管理者、乗り物販売事業者等と連携した防犯対策に関する助言、啓発の実施
- 市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施

③ 性犯罪やストーカー・ＤＶ等の防止対策の推進

- 産学官による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成と研修等の実施
- 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導、警告措置など先制・予防的活動の強化

- ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化

④ 侵入窃盗被害防止対策の推進

- 侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発
- 市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク等の支援（再掲）

⑤ サイバー犯罪対策の推進

- インターネット上の違法・有害情報の排除
- サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
- 埼玉サイバーセキュリティ推進会議³¹等の関係機関、団体と連携したサイバー空間の実態把握や情報共有

⑥ 正確な情報の効果的な発信

- 様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信（再掲）

（再掲） 防犯カメラの設置促進

- 犯罪抑止重点地域を中心とした公共空間への防犯カメラ設置の促進

31. 産学官の複数機関で構成される組織の名称

施策指標

犯罪におびやかされることなく生活ができると感じる県民の割合

現状値 64.7%
(令和6年度)



目標値 65%
(令和11年度)

自転車盗の認知件数

現状値 13,622件
(令和5年)



目標値 11,000件
(令和11年)

女性の安全・安心ネットワーク参加団体数

現状値 56団体
(令和5年度末)



目標値 100団体
(令和11年度末)

全市町村による「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の開催

現状値
24市町村
(令和5年度末)



目標値
全市町村
(令和11年度末)

民生委員等による「お達者訪問事業」の訪問世帯数

現状値
単身・夫婦高齢者全世帯
(令和5年度末)



目標値
単身・夫婦高齢者全世帯
(令和11年度末)

犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率(再掲)

現状値 53.8%
(令和5年度)



目標値 60%
(令和11年度)

【施策 7】 警察活動の充実強化を図る

施策の内容

本県では、全国最多の警察官の増員がなされてきたものの、警察官1人当たりの負担人口は全国1位で、非常に厳しい状況にあります。今後、本県の治安を守っていくためには、警察業務の高度化・合理化等を推進し、組織基盤の強化を図る必要があります。

そのため、警察業務におけるDX等を推進し、限られた人員を効果的に運用して、街頭パトロールなど現場の警察活動の強化に努めます。また、さらなる地域の安全確保に向け、自主防犯活動団体との連携を強化します。

主な取組

① 警察基盤・警察活動の充実強化

- デジタル技術を活用した警察業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用
- 制服警察官による街頭警戒活動の強化
- 警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用

② 自主防犯活動団体との連携強化

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施

③ 効率的な捜査・検挙活動の推進

- 各種装備機材等の整備及び効率的な捜査・検挙活動の推進

施策体系・取組一覧

基本施策（7）		基本的取組（32）		具体的取組（97）	
1	自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る	1	県民や事業者等の防犯意識の啓発	1	自治会等を対象とした県職員による防犯のまちづくり出前講座等の実施
				2	子供から高齢者まで幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施
				3	防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
				4	若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進
		2	様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信	5	ホームページ、広報紙、SNS等、様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
				6	子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
				7	地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
		3	県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進	8	県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
				9	個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
				10	業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者の防犯活動への支援
				11	金融機関や深夜物品販売等事業者の防犯対策に対する支援
		4	在住外国人に対する防犯対策の普及啓発	12	在住外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進
2	お互いが支え合う地域社会の形成を図る	5	自主防犯活動のさらなる活性化	13	自治会、事業者、大学生等による自主防犯活動団体の新規結成の促進
				14	自主防犯活動団体への犯罪情報・防犯対策の提供やパトロール指導・助言等の実施
				15	自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
				16	青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体に対する支援
				17	自主防犯活動団体に対する表彰等の実施
		6	事業者等と連携した防犯活動の拡大	18	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者と連携した防犯活動の推進
				19	地域安全協定等に基づく地域の事業者等と連携した防犯活動の推進
		7	自主防犯活動の新たな担い手の確保・支援	20	防犯サポーターの拡充及び研修等の実施
				21	大学生等次世代の防犯活動の担い手の確保
		8	県民総ぐるみの防犯活動の推進	22	「埼玉県防犯のまちづくり推進会議」による県民総ぐるみの推進体制の強化
				23	県民、事業者・団体及び行政による「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施
				24	地域における自主防犯活動団体、事業者等、防犯サポーター及び行政の連携による防犯活動の推進
		9	虐待のない地域づくりの推進	25	児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進
		10	犯罪被害者等支援の充実・強化	26	埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

3	安全な都市環境の整備を図る	11	公共空間の防犯性のさらなる向上	27	防犯性の高い公共空間の整備の推進
				28	防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
				29	防犯のまちづくり実践事例集を活用した自治会等向け出前講座の実施
		12	防犯カメラの設置促進	30	公共空間への防犯カメラの整備の推進
				31	犯罪抑止重点地域を中心とした防犯カメラの設置と運用の普及
		13	防犯性の高い住宅の普及・拡大	32	インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断」の普及
				33	「住まいの防犯アドバイザー」による専門診断等の実施
				34	住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及
		14	空き地、空き家等対策の推進	35	市町村の空き家等対策計画策定や空き家バンク等の支援
4	子供を犯罪被害から守る	15	学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化	36	自主防犯活動団体、PTA、学校応援団、地元事業者等による登下校時の見守り活動等の促進
				37	各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用、通学路の定期的な安全点検の推進
				38	通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダーの配置
				39	こども110番の家による見守り活動の推進
				40	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業者との連携と情報発信
		16	学校を中心とした安全への取組の強化	41	全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
				42	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施
				43	学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供
				44	学校の防犯機器等の整備を行う市町村への支援
		17	子供の危機回避能力を高める取組の推進	45	私立学校と警察の連携による防犯教室等の実施の促進
				46	学校と警察の連携による防犯教室等の実施
				47	学校と警察との情報共有や各種資料の提供、非行防止教室の実施
				48	各学校における地域安全マップの見直しの推進
5	規範意識の高揚を図る	18	子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実	49	学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
				50	非行防止県民運動や非行防止キャンペーン等の啓発活動の実施
				51	非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
				52	インターネットの安全利用の啓発等の推進
		19	「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	53	少年を強盗の実行犯、特殊詐欺の「受け子」等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進
				54	薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
		20	薬物乱用対策の推進	55	乱用薬物の販売が疑われる店舗やデリバリー販売業者の監視指導
				56	乱用薬物に係るインターネット広告の監視

6	体感治安を悪化させる犯罪・情報への対策を図る	21	非行防止パトロール活動等の推進	57	非行防止パトロールの実施
				58	関係機関と連携した街頭補導活動の実施
				59	SNS等によるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
				60	SNS等で不適切な書き込みを行う子供に対する注意・指導の実施
		22	子供の立ち直り支援	61	関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
				62	少年に応じた指導助言、学習支援活動、各種体験活動等の実施
		23	大人社会のモラルの醸成	63	地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
				64	有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施
				65	県職員等による体験型啓発を盛り込んだ「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の実施
				66	民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
		24	特殊詐欺撲滅対策の推進	67	要援護高齢者等支援ネットワークによる高齢者の見守り活動の推進
				68	金融機関やコンビニエンスストア等における水際防止対策の徹底
				69	埼玉県老人クラブ連合会等を通じた高齢者への防犯情報の発信
				70	地域とのつながりの希薄化を解消する高齢者の社会参加の支援
				71	特殊詐欺等に関する相談体制の拡充
				72	事業者等と連携した被害防止啓発活動の推進
				73	地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取り締まりの強化
				74	市町村支援による被害防止対策の推進
		25	自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進	75	自転車・オートバイの施錠やツーロックの普及啓発を行う盗難防止キャンペーンの実施
				76	駐輪場などの防犯設備の整備を行う市町村への支援
				77	駐輪場等施設管理者、乗り物販売事業者等と連携した防犯対策に関する助言、啓発の実施
				78	市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施
				79	「乗り物盗は犯罪である」という意識を高めるための啓発活動の実施
		26	性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進	80	産学官による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
				81	企業や大学等との連携による女性社員や女子学生等向け研修等の実施
				82	女性を狙った犯罪発生情報の発信
				83	防犯用品の普及
				84	性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
				85	ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化
				86	ストーカーやDV等の被害防止対策等の啓発

		27	侵入窃盗被害防止対策の推進	87	自主防犯活動団体のレベルアップに必要な支援の実施
				88	侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発
				再35	市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク等の支援
		28	サイバー犯罪対策の推進	89	インターネット上の違法・有害情報の排除
				90	サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
				91	埼玉サイバーセキュリティ推進会議等の関係機関、団体と連携したサイバー空間の実態把握や情報共有
		29	正確な情報の効果的な発信	再5	ホームページ、広報紙、SNS等、様々な広報媒体による正確で効果的な情報発信
				再6	子供、高齢者、女性など、対象に応じた防犯情報の提供
				再7	地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
		再12	防犯カメラの設置促進	再30	公共空間への防犯カメラの整備の推進
				再31	犯罪抑止重点地域を中心とした防犯カメラの設置と運用の普及
7	警察活動の充実強化を図る	30	警察基盤・警察活動の充実強化	92	デジタル技術を活用した警察業務の高度化・合理化による人員の効果的な運用
				93	女性警察官の積極的な採用
				94	制服警察官による街頭活動の強化
				95	警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用
		31	自主防犯活動団体との連携強化	96	自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施
		32	効果的な捜査・検挙活動の推進	97	各種装備機材等の整備及び効果的な捜査・検挙活動の推進

長期目標・施策指標一覧

【長期目標】

頁	長期目標	現状値	目標値	長期目標の説明
33	人口千人当たりの刑法犯認知件数	6.8 件 (R5 年)	5.4 件 (R11 年)	県内における 1 年間の人口千人当たりの刑法犯認知件数を、埼玉県 5 か年計画の目標値(5.5 件(令和 8 年))を上回る 5.4 件に減少させることを目指す。

【施策指標】

区分＝「新規」本計画から新たに設定、「継続」前計画の指標を継続

頁	区分	施策指標	現状値	目標値	施策指標の説明
36	継続	県職員による防犯のまちづくり 出前講座等の受講者数	6,507 人 /年度 (R5 年度末)	15,000 人 /年度 (R11 年度末)	犯罪情勢や防犯対策、特殊詐欺対策などを説明する出前講座の年間受講者数を 15,000 人に増加させることを目指す。
	継続	防犯のまちづくりホームページ へのアクセス件数	5,152 件/月 (R5 年度)	6,000 件/月 (R11 年度)	防犯のまちづくりホームページへの月平均アクセス件数を 6,000 件に増加させる ことを目指す。
38	継続	自主防犯活動が実施 されている地域の割合	86% (R5 年度)	90% (R11 年度)	県内における自治会・町内会などの区域のうち、自主防犯活動が実施されている 区域の割合を 90%に向上させることを目指す。
	継続	自主防犯活動団体への研修	4,323 団体 (R2～R5 年度)	全団体 (R7～11 年度)	令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間で、県内全ての自主防犯活動団体に対し て、活動の活性化を図るための研修を実施することを旨とする。
	継続	青色防犯パトロール車両台数	763 台 (R5 年度末)	1,000 台 (R11 年度末)	県内で活動する青色防犯パトロール車両を、1,000 台に増加させることを目指 す。
	継続	埼玉県防犯のまちづくりに関する 協定締結事業者・団体数	158 事業者 ・団体 (R5 年度)	180 事業者 ・団体 (R11 年度)	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定の締結事業者・団体を、180 事業者・団体 に拡大させることを目指す。
40	新規	犯罪抑止重点地域における防犯 カメラの設置率	53.8% (R5 年度)	60% (R11 年度)	犯罪抑止重点地域（県警察が公開する窃盗 7 手口の認知件数が 年間 5 件以上の町字地域）における防犯カメラの設置率を 60%に 向上させることを目指す。

参考資料（長期目標・施策指標一覧）

頁	区分	施策指標	現状値	目標値	施策指標の説明
4 2	継続	通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校、義務教育学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校及び義務教育学校（さいたま市、中核市を除く）において見守り活動を実施するスクールガード・リーダーの配置を維持する。
	継続	こども１１０番の家の数	67,560 か所 (R5 年度)	70,000 か所 (R11 年度)	子供が犯罪に遭遇した場合等に避難できる県内のこども１１０番の家を 70,000 か所に増加させることを目指す。
	継続	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている、教職員を対象とした防犯に関する校内研修会の 100%開催を維持する。
	継続	児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている、児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の 100%開催を維持する。
	継続	学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校及び義務教育学校（さいたま市を除く）において、地域安全マップの更新（見直し）を毎年度実施することを目指す。
4 4	継続	学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (R5 年度)	100% (R11 年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（さいたま市を除く）において実施されている非行防止教室の 100%開催を維持する。
	新規	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	20 市町村 (R5 年度末)	全市町村 (R11 年度末)	「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」における再非行（犯罪）の防止や、非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けたキャンペーン、講演会、広報啓発等を県内全市町村が実施することを目指す。
4 7	新規	犯罪におびやかされることなく生活ができると感じる県民の割合	64.7% (R6 年度)	65% (R11 年度)	平成 23 年以降 50%前後で推移している県政世論調査における「犯罪におびやかされることなく生活できると感じる県民の割合」を 65%に向上させることを目指す。
	継続	自転車盗の認知件数	13,622 件 (R5 年)	11,000 件 (R11 年)	被害が多発している自転車盗の認知件数を 11,000 件に減少させることを目指す。
	継続	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	56 団体 (R5 年度末)	100 団体 (R11 年度末)	県内の企業・学校・各種団体が参加し、女性の犯罪への抵抗力を高める取組を行う「女性の安全・安心ネットワーク」の参加団体を 100 団体に拡大させることを目指す。
	継続	全市町村による「特殊詐欺被害防止ワークショップ」の開催	24 市町村 (R5 年度末)	全市町村 (R11 年度末)	特殊詐欺対策機器の有効性を実感してもらう参加・体験型の「特殊詐欺被害防止ワークショップ」を県内全市町村が開催することを目指す。
	継続	「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦 高齢者全世帯 (R5 年度末)	単身・夫婦 高齢者全世帯 (R11 年度末)	民生委員等の協力をいただき高齢者世帯を訪問して防犯情報の提供などを行う「お達者訪問事業」により、高齢者単身世帯及び高齢夫婦のみの世帯を全戸訪問することを目指す。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例

平成16年3月26日

埼玉県条例第36号

（前文）

私たちのふるさと埼玉は、首都圏にあって、武蔵野の面影を残し、温暖な気候にも恵まれ、穏やかで、活力に満ちた彩り豊かな県である。しかし、都市化や情報化の進展など社会環境の変化による価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域の連帯感の希薄化、社会的な規範意識の低下などを背景に、子供、高齢者、女性等を狙った犯罪、インターネットを利用した犯罪、あるいは、街頭犯罪や侵入盗など、日常生活が営まれる場所で多くの犯罪が発生し、私たちの暮らしを脅かしている。

こうした犯罪は、人の目が行き届いていない、犯罪を行おうとする者が近づきやすい又は防犯意識が低い等の犯罪を行いやすい状況、すなわち、犯罪を誘発する「機会」を利用して行われる性格を有している。

このため、こうした犯罪の防止を図るためには、警察の活動とともに私たち一人一人が、自ら犯罪を防止する意識を持って、私たちが住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めて、犯罪を誘発する機会を取り除き、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進することが必要である。

まず、隣近所同士で「おはよう」の挨拶を交わそう、そして、手を携えて「防犯のまちづくり」を推進しよう。

ここに、私たち県民は、共に力を合わせて、犯罪のない、安全に、安心して暮らせる埼玉を築くことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 防犯のまちづくりは、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい環境の整備を行い、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現することが、県民の豊かでゆとりある生活の基盤となることに鑑み、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

（１）自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ること。

（２）お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。

- （３）安全な都市環境の整備を図ること。
- （４）子供、高齢者、女性等を犯罪被害から守ること。
- （５）規範意識の高揚を図ること。

（県の責務）

第３条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２ 県は、防犯のまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が防犯のまちづくりに関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第４条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、相互の理解と協力の下に、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

２ 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりについての理解を深め、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２ 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（減らそう犯罪の日）

第６条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

２ 減らそう犯罪の日は、１０月１１日とする。

３ 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第７条 県は、防犯のまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町村、県民及び事業者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

２ 県は、防犯のまちづくりに関する情報収集に努めるとともに、市町村と協力して、自治会その他の地域における団体、事業者、県民等（以下これらを「県民等」という。）が行う防犯のまちづくりのための自主的な活動に対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（推進計画の策定等）

第8条 県は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）その他防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、前項第1号の長期的な目標を策定するに当たっては、具体的な指標を定めるよう努めるものとする。

4 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民及び事業者の意見を聴かなければならない。

5 県は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 県は、市町村が推進計画を策定する場合には、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（啓発活動及び広報活動）

第9条 県は、防犯のまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、市町村と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（子供、高齢者、女性等の安全の確保）

第10条 県は、市町村及び県民等と連携して、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校等における児童等の安全の確保）

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、次項に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保をするよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

（通学路等における児童等の安全の確保）

第12条 児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、当該通学路等の施設の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

3 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、危害の発生を防止するための避難誘導等の保護の措置その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

（児童等の教育の充実）

第13条 県は、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童等が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した道路等の整備）

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（空地又は空家における犯罪防止の措置）

第15条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、柵を設置し、又は出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

3 住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、県の区域において住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（盗難の防止に配慮した自動車等の普及）

第17条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びにひったくりによる被害その他の盗難を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の自動車等並びに装置及び用具の普及のため、自動車等の製造又は販売を業とする者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第18条 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）に物品の販売等を業として行う者（規則で定める者に限る。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

3 個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第三号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

（防犯カメラの設置及び利用基準）

第19条 道路、公園その他の公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置する場合には、その設置者は、次項に規定する防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針を定めるものとする。

（犯罪被害者等の支援）

第20条 県は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間支援団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第21条 県は、防犯のまちづくりが総合的に推進されることが重要であることに鑑み、市町村及び防犯のまちづくりのための自主的な活動を積極的に支援するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の公表等）

第22条 第8条第4項及び第5項の規定は、知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会がこの条例の規定により指針を策定する場合に準用する。

（見直し）

第23条 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第54号）

この条例中第9条第1項の改正規定は学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から、その他の規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年7月8日条例第39号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月18日条例第42号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

平成 16 年 6 月 29 日

埼玉県規則第 56 号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成 16 年埼玉県条例第 36 号）第 18 条第 2 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が 250 平方メートル以上のものをいう。）を営む者
- 二 コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が 1 日 14 時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が 30 平方メートル以上 250 平方メートル未満のものをいう。）を営む者
- 三 音楽・映像記録物賃貸業（主としてコンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸する業をいう。）を営む者
- 四 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（同令第 17 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に該当するものを除く。）をいう。）を営む者

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉県防犯指針について

1 指針策定の主旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」を定め、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起させにくい地域社会の実現に資するものである。

2 指針策定の根拠及び策定者区分

区分	条例の根拠規定	策定者
学校等における児童等の安全を確保するための指針	条例第11条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	条例第12条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	条例第14条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針	条例第16条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針	条例第18条第4項	知事及び県公安委員会が共同して策定
防犯カメラの設置と利用に関する指針	条例第19条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定

3 指針の概要

（1）学校等における児童等の安全を確保するための指針

学校、専修学校高等課程、各種学校（外国人の児童、生徒及び幼児に教育を行っているもの）及び児童福祉施設の施設内において、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

（２）通学路等における児童等の安全を確保するための指針

学校等の児童等が通学、通園に利用している道路並びに児童等が日常に利用している公園及び広場等での児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

（３）犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的に定めたものである。

（４）犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的に定めたものである。

（５）犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

インターネットカフェ等の事業者に対する店舗における防犯上の配慮事項等を示すことにより、従業員等の安全を確保することを目的に定めたものである。

（６）防犯カメラの設置と利用に関する指針

道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的に定めたものである。

学校等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第11条第2項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に入所、通園、通学している乳児、幼児、児童及び生徒

（2）指針の位置づけ

ア 県立学校の管理者は、この指針に基づき具体的方策の実施に努めるものとする。

イ 県立以外の学校を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。

ウ この指針は、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて防犯対策推進体制を整備し運用するものとする。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

学校等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、正当な理由なく学校等に 立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要に応じ、次のような対策の実施に努めるものとする。

（1）出入口の限定、門扉の施錠

- (2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (3) 来訪者用の入口及び受付の明示
- (4) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪証の使用の要請
- (5) 来訪者へのあいさつ・声かけの励行
- (6) 不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの作成
- (7) 学校等の敷地内及び周辺の定期的な巡回の実施

2 施設・設備の点検整備

設置者等は、不審者侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、学校施設等の安全点検日を設定し、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 門扉、フェンス、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- (2) 保育室、教室、職員室の配置等
- (3) 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備
- (4) 死角の原因となる障害物等
- (5) 避難の妨げとなる障害物

3 児童等に対する防犯教育の充実

設置者等は、児童等が犯罪被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、防犯教育を計画的に実施するとともに、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時における防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 「地域安全マップの作成」等、地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ防犯教室等の実施

4 保護者、地域及び関係機関・団体と連携した安全対策

設置者等は、保護者、地域及び関係機関と連携し、児童等の安全を確保するため次のような方策の実施に努めるものとする。

- (1) 地域、保護者、ボランティア等への学校等の敷地内及び周辺パトロールの依頼
- (2) 児童等の登下校時等における保護者、ボランティア等の見守り活動の実施依頼

（３）不審者に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示など、速やかな周知体制の整備

（４）警察官に学校等の周辺のパトロール及び学校等への立ち寄りの依頼

（５）不審者発見時の警察及び学校等への通報

（６）「子ども１１０番の家」の設置の拡大に向けた関係機関への働きかけ

（７）休日等における安全の確保

ア 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の活動（以下「休日等」という。）における防犯体制の整備

イ 休日等の緊急連絡体制の整備

５ 緊急時に備えた体制整備

設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域及び警察署、消防署等の関係機関や団体と連携し、次のような方策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策に努めるものとする。

（１）教職員等の危機管理意識を高めるための研修・訓練の実施

（２）学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡方法の決定

（３）近隣の学校等間における情報交換体制の整備

（４）学校等の内外における安全確保に関する警察署及び消防署等への協力依頼

（５）不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員の連携に基づく緊急体制（室内での監視、侵入阻止、排除体制等及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立

（６）警察署及び消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換

（７）学校等、県、市町村その他の関係機関及び団体間における情報連絡網の整備

（８）警察署及び消防署等の協力による、教職員、保護者等による防犯訓練、応急手当の訓練の実施

通学路等における児童等の安全を確保するための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第12条第2項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に通園、通学している幼児、児童及び生徒

ウ 通学路等

この指針における通学路等は、次に掲げるものをいう。

学校等の児童等が通園、通学に利用している道路及び児童等が日常に利用している公園、広場等

（2）指針の位置づけ

この指針は、通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。

（3）指針の適用

この指針の適用に当たっては、法令、条例等との関係、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で対応するものとする。

（4）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等の安全な環境整備の基準は、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」（「第2 道路に係る防犯指針」及び「第3 公園に係る防犯指針」）によるものとする。

2 地域住民との連携

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者は自治体及び警察と連携し、児童等の安全を確保するため通学路等において次のような方策の実施に努めるものとする。

- （1）児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他児童等の安全確保のための活動等の協力体制の確立
- （2）児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報、その他児童等の安全確保に関する情報伝達及び交換のシステム並びに情報の内容に応じた対策等の整備
- （3）安全点検の実施及び危険箇所の改善に向けた取組の実施
- （4）危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第14条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される道路等を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、管理者や設置者が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る計画、設計、改善及び整備上の配慮事項を示すものである。

（3）指針の適用

この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、計画や設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

（4）施策の推進

この指針に基づく施策の推進に当たっては、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、地域住民が不安を感じる事案や道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備を図るよう努めるものとする。

（5）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3つの基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

（1）人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目（視線）」を自然な形で確保し、犯罪企図者（注1）に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせること

により犯罪を抑止する。

（２）犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

（３）地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯のまちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪を抑止する。

第２ 道路に係る防犯指針

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、安全な交通の確保の観点等から必要な範囲内において、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）防護柵や植栽等による歩道と車道との分離

（３）周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保

（４）夜間における概ね３ルクス以上の平均水平面照度（注２）の確保

（５）地下道など犯罪発生の危険性の高い道路における、非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

（６）路面にこぶのようなもの（ハンプ）を設置したり、車道を部分的に狭めたりすることなどによる、身近な生活道路における通過交通車両の交通量や速度の抑制対策の実施

（７）上記の事項を配慮した道路であることの標示

第３ 公園に係る防犯指針

公園内で発生する犯罪や児童などへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保

（２）遊具等の適正な配置による周囲からの見通しの確保

（３）周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保

（４）夜間における照明灯等による概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（５）公園内への非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

（６）公園内に便所を設置する場合の配慮事項

ア 周囲からの見通しが確保された場所への設置

イ 建物の出入口付近や内部における、概ね５０ルクス以上の平均水平面照度（注３）の確保

ウ 個室等への防犯ベル等の設置

（７）上記の事項を配慮した公園であることの標示

第４ 自動車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自動車の盗難や車内の金品の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分

（３）見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置

（４）駐車の用に供する部分における、概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（５）利用者への防犯に関する注意の呼びかけ

（６）管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

（７）駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等の設置や、管理人の配置による車両の出入りの管理

第５ 自転車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自転車などの盗難等の犯罪を防止するために、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

（１）植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

（２）駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分

（３）見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置

（４）チェーン用バーラック（注４）、サイクルラック（注５）等の設置による自転車の盗難防止対策の実施

（５）駐車の用に供する部分における、概ね３ルクス以上の平均水平面照度の確保

（６）利用者への防犯に関する注意の呼びかけ

（７）管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

（注１） 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注２） 「概ね３ルクス以上の平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）」とは、人の行動を視認できる程度以上の照度をいい、４メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上のものをいう。

（注３） 「概ね５０ルクス以上の平均水平面照度」とは、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度をいい、１０メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上のものをいう。

（注４） 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。

（注５） 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、１台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第16条第2項の規定に基づき、住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、新築される住宅及び改修される住宅を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有又は管理する者（以下「事業者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅の計画・設計に係る防犯指針

1 防犯性の向上のあり方

防犯性の向上に当たっては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約や経済性とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。

また、個々の計画・設計により新築・改修された住宅及びその周辺における環境は、住民相互の防犯意識の向上や、関係機関・団体等の協力により、適切に維持管理し、防犯性の向上に努める必要がある。

2 配置計画

事業者等は、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を踏まえて、見通しの確保及び防犯性の向上策を検討する。

3 各部位の計画・設計

事業者等は、各部位の計画・設計に当たっては、次のことに留意することが必要である。

なお、住宅所有者の自由と権利を制限することのないように配慮する。

（１）共用通行部分（注１）の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。
- ウ エレベーターは、非常時に、かご内から外部に連絡できるようにする。

（２）玄関の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 扉は、破壊されにくいようにする。また、こじ開けられにくいようにする。
- ウ 扉の錠は、破壊されにくいようにする。また、解錠されにくいようにする。
- エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保するようにする。

（３）窓の計画・設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されにくいようにする。

（４）屋外施設（注２）の計画・設計

- ア 周囲からの見通しを確保するようにする。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。
- ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

（注１） 共同住宅の廊下や階段など、居住者等が共同で利用する部分

（注２） 駐車場や駐輪場など、屋外に設置する施設

犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第18条第4項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を示すことにより、店舗における従業員等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

（1）指針の対象

この指針は、個室を設け、当該個室において客に図書等（埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第3条第3号に規定する図書等をいう。）の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者（以下「個室事業者」という。）が営業する店舗を対象とする。

（2）指針の位置づけ

この指針は、個室事業者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する必要な措置を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

（3）指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策

個室事業者は、店舗における従業員等の安全を確保するため、次の対策に努めるものとする。

1 店舗の安全対策

（1）店舗管理者の選任

個室事業者は、店舗ごとに管理者（以下「店舗管理者」という。）を置き、店舗の安全管理及び従業員等に対する安全対策に努めるものとする。

（2）責任者の指定

店舗管理者が不在となる時間帯においては、勤務中の従業員の中から責任者を指定し、従業員等に対する安全対策を講じさせる。

なお、責任者を指定する場合には、一定の経験を有する者を指定するよう配慮する。

（３）店舗の防犯対策

ア 利用客の本人確認

個室事業者は、会員制度の導入又は利用者名簿の備付けにより、利用客の本人確認に努めるものとする。

なお、利用客の本人確認に当たっては、運転免許証等の写真付きの証明書の提示を受ける方法によって確認し、他人の成りすましに留意するほか、本人確認がとれない利用客については、入店させないように努めるものとする。

イ 防犯設備の設置

個室事業者は、店舗の防犯効果を高めるため、店舗出入口、受付、通路等の共用スペースにおける防犯カメラの設置のほか、利用客が扉を自由に施錠でき、かつ、壁及び扉で仕切られることにより外部から内部を直接視認することが困難である個室（壁又は扉に目隠しをすることが可能であるものを含む。以下「完全個室」という。）には緊急連絡用の通報装置（以下「非常通報装置」という。）を設置するなど、店舗内の安全対策に努めるものとする。

ウ 防犯設備の点検

店舗管理者は、防犯カメラ及び非常通報装置などの防犯設備について定期的に点検し、正常に作動していることを確認する。

エ 店舗の新設又は改修する際の留意事項

店舗を新設する場合、又は改修を行う場合には、完全個室における緊急事態に対処するため、外部から開錠ができる設備の整備等に努めるものとする。

（４）留意事項等の掲示

個室事業者は、受付及び個室等利用客から見える場所に、店舗内に防犯設備を設置していることなど、店舗における利用客の留意事項等を掲示するよう努めるものとする。

２ 従業員の安全確保

（１）責任者に対する指導

店舗管理者は、全ての責任者に対し、安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

（２）従業員に対する指導

店舗管理者及び責任者は、従業員に対し、次の事項について指導を行うものとする。

なお、新たに雇用する従業員に対しては、事前に安全対策に関する店舗内の設備の整備状況、緊急時の対応要領について指導を行うものとする。

ア 利用客への対応

利用客のいる個室には単独で入室することはせず、受付又は通路等の共用スペースにおいて利用客の対応を行うものとする。

やむを得ず、利用客のいる個室に入室する場合には、複数人で対応を行うものとする。

イ 利用客のいない完全個室に入室する場合

利用客のいない完全個室に入室し、清掃及び機器の点検等を行う場合には、施錠して作業を行い、利用客の侵入防止に努めるものとする。

ウ 従業員同士の連携

利用客への対応及び利用客のいない完全個室へ入室する場合には、責任者又は他の従業員と連携するよう努めるものとする。

（３）勤務状況の把握

店舗管理者及び責任者は、店舗内における従業員の勤務状況の把握に努め、従業員と一定時間連絡が取れない事態が起きないように努めるものとする。

３ 対応マニュアルの策定

個室事業者は、店舗内において発生すると予測されるトラブル又は緊急事態に対し、従業員が的確に対応することができるよう、安全対策を定めた対応マニュアルの策定に努めるものとする。

防犯カメラの設置と利用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- （1）この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、県民等の人権を保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し配慮する必要がある事項を示すものである。
- （2）この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとする。

1 定義

（1）防犯カメラ

この指針における防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

（2）防犯カメラの設置者

この指針における防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいう。

ア 県

イ 市町村

ウ 商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体）

エ 自治会、町内会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその他の地域における団体）

オ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定により鉄道事業の経営について国土交通大臣の許可を受けた者

カ 県及び市町村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2第3項に規定する指定管理者

（３）設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいう。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 鉄道の駅の自由通路

２ 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行うものとする。

- （１）防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとする。
- （２）防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの運用責任者を置くものとする。
- （３）防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- （４）設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- （５）設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。
 - ア 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- （６）設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。
 - イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。
 - ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- （７）設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。
- （８）防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること

ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の取扱いの制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること

（ア）画像の保存期間

（イ）画像の廃棄方法

（ウ）画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

3 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨に則り、県民等の人権を侵害しないように努めるものとする。

埼玉県特殊詐欺撲滅条例

平成 31 年 3 月 19 日

埼玉県条例第 8 号

（目的）

第 1 条 この条例は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害の防止に関し、県の責務等を明らかにし、及び特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する対策を総合的に推進し、もって県民の財産を守ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１） 特殊詐欺 振り込め詐欺及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺をいう。

（２） 振り込め詐欺 次に掲げる詐欺（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 246 条の罪をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び電子計算機使用詐欺（同法第 246 条の 2 の罪をいう。二において同じ。）をいう。

イ オレオレ詐欺 親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ロ 架空請求詐欺 架空の事実を口実に金品を要求する文書等を送付するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ハ 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

ニ 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って、現金自動預払機（第 7 条及び第 8 条第 2 項において「ATM」という。）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺

（３） 振り込め詐欺以外の特殊詐欺 有価証券等の売買、宝くじの当せん番号等の特定の情報の提供、異性との交際のあっせんその他の名目で、対面することなく不特定多数の者に虚偽の情報を提供する等して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺等（前号に掲げる詐欺を除く。）をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策の推進に当たっては、他の都道府県と連携を図るものとする。

（市町村への協力）

第4条 県は、市町村が特殊詐欺の被害の防止に関する施策を策定し、及び実施するために必要な協力及び支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、県、市町村等から発信される特殊詐欺の犯行の態様等の情報を踏まえ、キャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。第7条及び第8条第2項において同じ。）、預貯金通帳等を第3者に渡さないようにする等、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、事業者が特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、特殊詐欺の被害の防止に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第7条 金融機関は、特殊詐欺の犯行の態様等に鑑み、県と連携協力し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者に対する声掛け、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の特殊詐欺の被害の防止に関する取組を実施するよう努めるものとする。

（普及啓発）

第8条 県は、特殊詐欺の被害の防止に対する県民及び事業者の関心と理解を深めることにより、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止を図る上で金融機関等の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の金融機関等の事業者が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する取組について広報活動その他の啓発を行うものとする。

（県民等の自主的な活動の促進）

第9条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（次条第2項及び第13条において「県民等」という。）による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第10条 県は、市町村に対して、特殊詐欺の発生状況その他の特殊詐欺の被害の防止のために必要な情報を提供するものとする。

2 県は、県民等による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するため、情報を提供するものとする。
（被害防止のための助け合いの取組）

第 11 条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起するよう努めるものとする。

2 県民は、家族及び地域住民が特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、特殊詐欺の被害の防止に努めるものとする。

（通報）

第 12 条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（1） その言動から特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したとき。

（2） 自己又は家族が特殊詐欺の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者若しくは特殊詐欺の犯行を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 警察官は、前2項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、適正に処理するものとする。

（運用上の留意事項）

第 13 条 この条例の運用に当たっては、県民等の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

（財政上の措置）

第 14 条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。